

令和5年3月13日（月）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 淵 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広 瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	棚 橋 正 則
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	広 瀬 進 一	健 康 福 祉 部 長	佐 藤 彰 道
都 市 整 備 部 長	桑 原 秀 幸	調 整 監	宇 野 真 也
環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博	教 育 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 雅 人
会 計 管 理 者	清 水 千 尋	監 査 委 員 会 事 務 局 長	西 村 陽 子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久 野 秋 広	書 記	河 野 和 泉
--------	---------	-----	---------

書 記 廣 瀨 潤 一

開議の宣告

○議長（若井千尋君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず早朝より、大変足元の悪い中、傍聴にお越しになられた方に関しましては感謝を申し上げます。ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（若井千尋君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 皆さん、おはようございます。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦でございます。

傍聴の皆様には、早朝よりお集まりいただき、ありがとうございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

また、議長の許可をいただきましたので、傍聴の皆様には受付において、私の一般質問についての資料を配付させていただいております。見ていただければ幸いです。

この資料の1枚目にありますように、本日の私の質問は、下水道事業について、市民の方からの要望について、そしてLGBTQに関する取組についての3点であります。

具体的な質問につきましては、質問席から行わせていただきますのでよろしく願いをいたします。

では、まず最初に質問事項、下水道事業について質問をさせていただきます。

これまで私は、この問題につきまして、特に財政的な見地から質問を何度かさせていただきました。そして昨年6月には、処理場まで汚水を流す管路の工事についてはプロポーザル方式による事業者が決まり、また遅れていました処理場建設の工事につきましては、日本下水道事業団による事業者の選定が決まり、2月には協定書が締結されたということに聞いております。

では、まずこの管路工事、それから処理場建設工事の入札の結果についてお尋ねしたいと思います。

資料の2枚目にもありますように、管路工事においては大日本土木グループのみ、そして処理場建設工事においても水i n gエンジニアリンググループ、それぞれ1つのグループからしか応募がなかったというふう聞いております。そのため比較する対象がなく、適切な評価が

得られにくい、あるいは競争原理が働きにくい、そういった問題が一般的には言われるところ
であります。このような事態について、市としてはどのように評価をしてみえるのか、お聞か
せ願いたいと思います。

○議長（若井千尋君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 改めまして、おはようございます。

今回のデザインビルド、今後はちょっとDBと言わせていただきますが、DB事業は管路施
設、処理場施設ともプロポーザル方式であるため、入札ではなく地方自治法施行令第167条の
2第1項第2号の性質又は目的が競争入札に適していないものをするときにおける随意契約と
なります。

管路DBについては、これまで全国で10例ほどの事例がありますが、1例以外は瑞穂市と同
様に1グループのみの参加であったと聞いております。また、処理場DBについては、汚泥処
理施設でのDB事業は全国で比較的多く事例がありますが、その場合でも1グループのみの参
加がほとんどを占めており、今回瑞穂市のような水処理施設用のDB事業は全国で初めての事
例となりますが、結果的には応募は1グループのみとなりました。

DB事業では、基本的に技術提案を求めるプロポーザルによる事業者の募集を行っており、
事業規模が大きい場合がほとんどで、技術提案書の作成などの労力にかなりの負担があり、ま
た企業グループは複数者で構成するなどパートナー企業を探すのも大変だと言われており、な
かなか多くの企業グループが参加することは難しいことであり、全国的にはPPP/PFI方
式の場合、全く参加者がいないケースもあり、今回1グループでも参加があり、基本協定を締結
できたことはとてもよかったことだと考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今部長の答弁は1つのグループだけでもあったからよしという、そのよ
うなお話ではなかったかと思えます。しかし、ここら辺はしっかりと見ていく必要があると思
います。

市が直接で行った管路工事については、その結果等について、ホームページにもそれなりに
公表されている、私、そのように見ておりますけれども、残念ながら日本下水道事業団による
処理場建設の工事の結果については、グループが決まったということと評価点が幾らであ
ったかという評価しか出されていなく、非常にこれをどう判断していいのかが正直分かりにくい。
そういった意味では、今後とも下水道事業団、そして企業グループの動きを常に的確に把握し
ていく、そういったことが必要ではないかというふうに考えております。

では、次に行きます。

その処理場工事の費用の見通しの話なんですけれども、これにつきまして、昨年2月に締結

されました瑞穂市と日本下水道事業団との基本協定、こういうのがそうですけれども、これで定められた予定概算事業額、税込みで36億3,000万円とされておりました。しかし、これでは実際の応募者がなかったということで、再度やり直しになって、その際には、この事業見込額を外すというような話も聞いております。そういった経過を含めて、ではこのグループのほうから提起された費用の概算ですね、それについてはどの程度か教えていただきたいと思います。

○議長（若井千尋君） 矢野環境水道部。

○環境水道部長（矢野隆博君） 下水処理場整備については、令和4年5月に日本下水道事業団が募集した募集要項では、工事価格の上限額を税抜き価格で33億と設定していましたが、昨今の世界情勢による建設資材高騰等により募集要項で定めた金額では工事ができないため、一度は参加表明をしていただいた企業グループから辞退の申出がありました。このため、瑞穂市と日本下水道事業団とで協議を行い、概算工事費は変えずに上限額の設定を行わない募集要項に改定し再募集を行ったところ、企業グループの参加があり、審査の結果、令和5年2月10日に日本下水道事業団と企業グループが基本協定を締結することができました。

工事の価格については、技術提案・価格交渉方式での募集であるため、詳細設計が完了した後日本下水道事業団において、土木・建築・機械・電気機器などの工事費を積算し、設計価格を算定することになり、その後の契約となりますので現時点ではまだ分かっていませんが、今後契約金額が決まりましたら改めて御報告させていただきますので御理解ください。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） そうしますと幾らになるか分からない、それは詳細設計をしてから決めますというお話でしたけれども、そうしますと仮に2つのグループから提起があった場合に、どちらが高い安いという問題も含めて当然検討されるはずであると思います。そういったことで、ここで金額が示されていないということは、幾らになるか分からない、ある意味ではどれだけ安くなるかが、もちろん可能性もありますけれども、どんどん高くなる可能性もあるのではないかという、そういう非常に危惧をするところですので、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（若井千尋君） 矢野環境水道部。

○環境水道部長（矢野隆博君） この方式は、品確法って御存じか分かりませんが、公共工事の品質確保の促進に関する法律というものがございまして、その第18条にありまして、技術提案の審査及び価格等の交渉による方式というものがおります。こちらにおいて今後いろいろ審査していくことになりまして、基本的にはその提案価格について協議しがてら、あと有識者等も混ぜ合わせて適正な価格ということで決めていくということになりますので、そのように高い安いというよりも適正な価格ということになりますのでよろしく申し上げます。

[5 番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） 今適正な価格というお話がありましたけれども、適正な価格、これはその今お話がありました、そういった場で検討されるというお話でありますけれども、果たしてそれが本当に適正かどうか、じゃあどう評価するのかということ客観的に、そこら辺非常に難しい問題だと思います。

管路工事の場合は金額も含めて提起されましたけれども、今回の処理場については、金額の提示はなく、技術的な面だけだという、そこで評価をしたというお話になりますけれども、これは非常に、普通に考えますと不自然な感じを受け取らざるを得ないということになります。

ただ、そういったことで現実には進んでおりますので、きちんとそういった事業団の取組とか、そういったことも含めて市としてきちんと物を申す、そういった立場でいかないと、非常に事業団とその企業グループだけで進んでしまうということではまずいと思いますので、その点しっかりと検討を進めていただきたい、そのように考えているところであります。そういった意味では、市の執行部として決意のほどをお願いします。

○議長（若井千尋君） 矢野環境水道部。

○環境水道部長（矢野隆博君） 瑞穂市といたしましては、当然下水道事業団との委託関係がございますので、監督ということも必要となってきます。下水道事業団も、過去の実績のある法律による団体ですので、そういうことについては過去からかれこれ50年、60年の実績がありますので、そのようなことはないと思いますので、今後市と共に一緒にやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

[5 番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） では、ちょっと3つ目の問題について行きますけれども、第1期工事は令和8年度までには完成させるというお話で聞いておりますけれども、仮にその処理場の建設費用が前に示された上限の36億3,000万というふうに仮定をしますと、用地の費用とか現在やってみえる造成、水路工事、それからJRの下の管路については別途JRグループに委託をするというお話も聞いております。そういったのを単純に積み上げますと92億7,000万は超える、そういった金額になってまいります。これは当初からの金額より、72億という数字からは非常に大きく膨らんでいる、そういう実態もあります。そして、さらに当然事業団のほうにも委託をお願いしているわけですから、その費用もお支払いしなければならない。それから先ほど若干話がありましたけれども、この工事費の上昇をどの程度見込むかということもあります。そういったことも含めて、では一体どの程度にこの第1期事業がなるのか、どのように見込みを持ってみえるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 矢野環境水道部。

○環境水道部長（矢野隆博君） 今後、今現時点で発生すると思われる事業費については、先ほども関谷議員のおっしゃったJR東海道本線を横断する部分の幹線管路に係る設計委託料や工事費、そして電気やガスの移転補償などがございます。また、昨今の不安な社会情勢による物価の変動や工事費も年度ごとに異なるため、現時点では全体費用を算出することは困難な状況であります。工事が始まり、次期の事業計画拡大に伴う計画変更を行う令和4年度には、現在の事業計画区域の工事費がある程度把握でき、その事業を考慮した全体計画を見直すことができるため、令和8年度には、この時点での全体計画事業費を公表できるものと考えております。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今回、財務情報課のほうでは、一般会計について10年間の財政シミュレーションというものをを出しておられます。しかし、これについては下水道関係は、一般会計の関係については入っていますけれども、下水道事業に関する全体の見通しはそこには入れられていないと。これはその担当のほうで出すべきというお話を聞いておりますけれども、下水道事業について、やっぱり長期的な財政シミュレーション、やっぱり今の時点で考えられること、当然それは毎年変更はあると思いますけれども、そういった長期の財政シミュレーションを少なくとも8年度まで待つのではなくて、今の時点で分かる部分はしっかりと示していく、そういったことが必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（若井千尋君） 矢野環境水道部。

○環境水道部長（矢野隆博君） ちょっと先ほどのお話の訂正を1つさせていただきます。

先ほど工事が始まり、次期の事業区域拡大に伴う計画変更を行う令和4年と言いましたが、たしか7ですので、大変申し訳ありませんでした。

今関谷議員からのお話ですけど、今の時点ではまだ設計金額は全て決まっておられません。ですし、今後物価の状況もありますので、できれば早い時期にはお答えしたいと考えておりますけど、令和7年には少なくとも計画区域の拡大の変更を行う予定がありますので、そのときまでになると正しい数字がある程度出ると思いますのでよろしくお願いします。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 令和元年に72億として示された額が、私が先ほどで試算でいけば20億アップを既にしてしているということになります。今後それもさらに上がる可能性があるということで、これはしっかりと市民に対して説明をする必要があると思います。

それで若干お尋ねしますが、これの本工事以外に関連事業として、何らかのものが起

こり得るのかということをちょっと確認していきたいと思います。

たしか最初の構想の頃に、処理場でまだ空き地がある部分についてはサッカー場などを造って、そういったものを市民に開放したらどうかとか、そのようなお話もたしかあったと思います。そういったことも含めて、今後関連事業といたしますか、そういったことは今後想定されるのかどうか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 矢野環境水道部。

○環境水道部長（矢野隆博君） まず初めに、先ほども答弁いたしました、下水管工事に伴う電気、ガス、電話、あと水道管等の移転補償がございます。まだ、今おっしゃいました今後の空き地の利用ということ、それはまだ決まっております。下水道は基本的には、処理場については段階的に整備していきますので、タイミングもございますが、今現時点では空き地についてはまだ決まっております。将来的にはその部分も発生してくると思っておりますということになります。今後、また下水道工事においては毎年契約していくこととなりますが、工事区画ごとの詳細設計に支障となる物件を調査し、その区域ごとに公共移転補償の基準や見積りなどの算出を行う必要があります。まだ今後、そのような影響がどの程度あるかということのもまだ不透明でございますので、現時点ではどの程度の金額が今後増加されるということが、見込むことが困難となりますので御理解ください。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の答弁を聞きますと、不透明なまま事業は進めていくという、そういうことになってしまうと思います。ここは非常にきちんと考えていかなければならない問題ではないかと思えます。

では、少し話を変えまして、昨年9月の決算監査でアクアパークすなみ、巢南庁舎の南にある処理場ですけれども、その施設利用率が4分の1、25%程度であるということで監査報告書で指摘がされておりました。それを受けて私はそのときの総括質疑で、この施設の稼働率を上げる対策が検討されているかどうかということについてお尋ねをしましたがけれども、その際、部長のほうからはまだ検討されていないというようなお話でした。その後、この施設の利用率をアップさせる対策が検討されたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 矢野環境水道部。

○環境水道部長（矢野隆博君） アクアパークすなみの処理能力は、日最大汚水量が3,100立方メートル、令和3年度の日最大汚水量の実績は2,031立方メートルで利用率では約66%になり、日平均汚水量は2,430立方メートルの能力に対し、令和3年度の実績は822立方メートルで33.8%の利用率となっており、御質問のとおり日平均汚水量では処理能力に余裕がありますので、施設の稼働率の向上を図っていく必要があると考えております。

現在の水洗化率は約75%で、残りの25%の方に接続していただく必要があると考えており、特に単独浄化槽の大型共同住宅の接続が進んでいませんので、根気よく接続勧奨を行い、流入水量の増加につなげたいと考えております。

また、西処理区は市街化区域外であるため大きな人口増加は見込めませんが、主要地方道岐阜県南大野線の延伸に伴う沿道サービスや農村地域工業導入区域への企業の進出により、少しでも流入量の増加を期待しているところでございます。

そして、先日の産業建設委員会協議会でも報告させていただきました岐阜県汚水処理施設の広域化・共同化計画（案）では、アクアパークすなみに本巣市の農業集落排水施設の一部区域の汚水を流入させる施設統廃合案が示されており、施設統合がなされた場合には、汚水の流入量の増加に加え、本巣市から維持管理費負担金をいただくことで収入の増加も期待できますので、今後本巣市と施設統合の協議を進めていきたいと考えております。

関谷議員の御質問のとおり稼働率の向上を図ることによって、西処理区の下水道事業の持続性が高まっていくものだと考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の御答弁で考えますと、西処理区の収支改善に本巣市との共同の事業、あるいは現在まだつながれていない25%の方々のところをつなげることによって収支改善ができるという見通しということで理解をしていきたいと思っております。

では、2つ目の質問について、市民の方から若干いろいろ聞いているお話について質問をさせていただきますと思います。

まず第1点、介護予防、これはフレイル予防とも言われているみたいですが、その教室についてのことであります。

介護予防、最近では、先ほども言いましたようにフレイル予防と言われていることが多いようですけれども、その重要性については、担当の部のほうからも機会あるごとにお話がされております。そして、具体的な取組としては、今すまいる教室、健康教室、脳いきいき教室、そしてにこにこ運動教室、こういった4種類の教室が開かれております。また、にこにこ教室については、自治会にも呼びかけて地域で実施をすることに、取り組むことによってより幅の広いものにしていくという、そんな試みもされているというふうに聞いております。

私も、市のホームページなんかにあります資料を足してみますと、年間で合わせて304回開催されているということになります。1回当たり、人数はいろいろあると思っておりますけれども、仮に15名程度の参加だったとしますと、延べにすれば年間で4,500人前後の方が参加していると、ある意味では非常に大きな取組ではないかと思っております。

また、これに参加している方々にその様子を聞くことができましたけれども、これまで認知

症ではないかと思われていたような方が継続した取組を行う中で、それこそ背筋もぴんと伸びてきて元気を取り戻された、そんな話もあるというふうに聞いております。

このような積極的な取組ですけれども、自治会単位で実施しているところから幾つか要望が出されました。それを踏まえて、3点について質問をしたいと思います。時間がちょっと足りないもので申し訳ないんですけれども、それぞれにまとめて一括してお答え願えればと思います。

1つは、健康教室とにこにこ運動教室、これは3月、4月が実施されておられません。この3月、4月についてもほかと同様に、また継続して取り組む、そういったことが重要ではないかと考えておりますが、その点いかがお考えでしょうか。

2つ目、自治会で取り組んでいるにこにこ運動教室ですけれども、これは講師派遣が1年間だけというふうなお話だそうです。その後、自分たちでやってほしいという、そのようなことというふうに聞いておりますけれども、正直言って自分たちだけでやろうとするとなかなか現実的には尻すぼみになりかねない、そういったおそれがやっぱり現実にあると思います。こういった1年間のみ講師を派遣するという制限は撤廃をしたらどうか。

そして、3つ目としては、この教室は年間で3つの地域自治会を想定して予算化がされているということでもありますけれども、この条件を緩和して、より多くのところで、そして自治会だけでなく老人会とか地域の団体、そこでも主体的に取り組めるようなフレイル予防という観点から大きく取り組んではどうかと思いますけれども、この3点についてまとめてお答え願いたいと思います。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 改めまして、おはようございます。

関谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず健康教室、にこにこ運動教室が3月、4月と開催されていない、継続して行うべきではないかという御指摘でございますが、誰でもが参加できる一般介護予防事業のため、周知期間などを考慮してこのような期間設定で事業を行ってきております。確かに議員の御指摘のとおり、継続的な通いの場の必要性から、毎月実施されることが理想であるとも思っております。また、介護予防の観点からも、より多くの回数を行うことが望まれます。経費のこともございますが、今後継続して取り組めないか、事業者とも協議をしながら検討していきたいと思っております。

続きまして、にこにこ運動教室の要件を緩和して、自治会だけでなく老人会や地域の団体にも広げ、より大規模に取り組んではどうかという御指摘でございますが、まずにこにこ運動教室は市民センターやコミュニティセンターなどの拠点で行う教室と、自治会公民館などに講師を派遣して行う教室の2種類がございます。後者の自治会、公民館などで行う教室の趣旨は、

身近な場所での住民主体の通える場の創設でございます。1年間、身近な場所での活動を通して仲間ができ、翌年度以降もその仲間同士による活動が継続され、通いの場が創設されることを期待して始めた事業でございます。新たな通いの場の創設として、老人会や地域の団体などへつながり、活動が広がっていくことも目的としておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いをいたします。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の私の問題提起について、積極的に検討も加えていただきたいと思います。ただ、最初の周知期間が必要だから3月、4月はないというお話ですけれども、その一方ですまいる教室のいきいき教室は3月、4月にも行われておりますので、別に周知期間、それは事前にできる話ですので、問題ないのではないかというふうに考えておりますので、その点も含めて御検討をお願いします。

次に、第2点目に行きたいと思います。

公共施設のトイレの問題について質問させていただきます。

総合センターでの行事に参加された女性の方から、休憩時間に女性トイレに行列ができてしまう、高齢化になって和式トイレを使うのはなかなか不自由だという声があつて、洋式トイレを待つ方が非常に多くなってしまっている。自分自身もちょっと困ったなという、そんなような意見がありました。そういったお話を聞きましたもので、たまたま婦人団体が自ら、じゃあ実際どうなっているのかということで調査をされました。その結果については、資料の3枚目になります。もちろん全部の施設を調査するのは難しいということもありますし、不正確な部分も多少あるかとは思いますが、ただ全体の様子はそれでうかがえるのではないかと、そのように思います。

その資料を見させていただきまして、私は3つの点について、どうかなというふうに思いました。1つは、大きなホールがある総合センター、市民センター、巢南公民館ですね、ここではやっぱり数字的に見ても洋式トイレが不足している。和式が3に洋式が1とか、そういったような数字だったと思いますけれども、この点はちょっと改善をすべきではないか。これは早急にできることではないかと思えます。

そして、これはなかなか難しい問題もありますけれども、今後のことも含めて、男性トイレにはいわゆる小便器がありますので、それも換算すると女性トイレは男性トイレに比べて相対的に数が少ない、そういったことも言えると思います。こういった点を改善、今後検討していく必要があるのではないかと。

そして、3つ目ですけれども、これはたまたまサンコーパレットパークのトイレ数も調べられました。それも改めて見ますと、非常に数的に見れば大規模なイベントをするというふうに

考えた場合には、このトイレの数ではちょっと足りないんじゃないかというのが正直な感想でした。そこで実態調査もきちんとしていただきがてら、そこら辺の改善策を考えていく必要があるのではないかと思いますので、その3つについてお答え願いたいと思います。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 改めまして、おはようございます。

関谷議員の御質問にお答えします。

市民センターにつきましては、各階に2か所トイレがあり、洋式化もしております。和式トイレの使用が全くないと言えない以上、公共施設においては和式トイレを一部は残さなければなりません。

また、洋式化に伴うスペースの問題、施設の老朽化等を考えますと洋式トイレを増やすことは難しいと考えます。来場者の状況によって不足する場合は、一部の男子トイレを女子トイレとして使用する対応を検討する必要があると考えます。

総合センターにつきましても各階のトイレに洋式トイレを設けておりますが、不足ということであればサンシャインホールのトイレの改修になるかと考えます。このトイレは現在、ホールの利用のないときは使用禁止で、ホール利用時のみ使用しております。女子トイレは洋式トイレが2か所、和式トイレが11か所となっていますので、洋式化を計画していきたいと考えております。

男子トイレの数と女子トイレの数につきましては、設置数は同じですが、議員がおっしゃられたとおり、便器の数では男性と女性で異なりますので少なく感じるかもしれません。現在であればトイレの面積に差をつけて設計、建設するのもかもしれませんが、各施設の建設当時は同じ面積の設計でよかったということになるかと思われまます。

サンコーパレットパークのトイレにつきましては、南北に1か所ずつと隣接する西部複合センター内とセンター北側の屋外トイレになります。今年度最大の利用者がありました昨年6月のMIZUHOピクニックにおいて、トイレットペーパーが不足する事態はありましたが、トイレが混雑して足りないとの苦情は把握しておりません。イベント時には予想参加人数、来場者数を踏まえて、主催者が必要に応じ仮設トイレで対応していただきたいと考えますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） その点、いろいろ検討も含めてお願いしたいと思います。

次に、公共施設の予約システムのことについてお尋ねします。非常にちょっとある意味では細かいことかもしれませんが、非常に市民にとってはちょっと不便な点ということで、

今公共施設の利用申込みについては、会場とか現地でもできるわけですが、市のホームページに施設予約システムというのがあります、これを使えばいつでも簡単に予約等ができるということで、非常に便利なシステムになっていると思います。

ところが、コミュニティセンターは市民協働安全課の管轄、総合センターとか市民センターは教育委員会の生涯学習課が管轄となっているというふうに聞いております。それで手続についても別個に考えなければならない。そこで実際に、ちょっと私ももう一度システムの中を見ましたら、まずホームページの施設予約システムとかがありますけれども、そこで瑞穂市公共施設予約システム利用者登録（変更）申請書というのがありました。それを使って利用者登録をしてくださいと、そのように説明されておりました。ところが私、それを書いてコミュニティセンターに持っていったところ、コミュニティセンターでは別の用紙になっているということで、この辺はもう申請書は1本にして、別に課の担当は違うというのは市の都合であって、市民にとってこれは関係ない話ですので、その点について改善する余地が十分あるのではないかとこのように思いますが、その辺ちょっと1点について。

それからもう一点、コミュニティセンターと総合センター、これは仮にそこということですが、それぞれに団体として登録しないと、施設がそれぞれシステム的には利用できないということで、元の多分システムそのものは同じシステムを使っているはずですから、そこら辺は改修をして、市民が使いやすい、そういったものにしていく必要があるのではないかとこのように思っておりますけれども、そういった改善についてどのように考えてみえるかお尋ねをしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 皆さん、おはようございます。

関谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在市内3か所のコミュニティセンターの運営管理は、指定管理者である一般社団法人瑞穂市ふれあい公共公社が予約システムの運用も含めた申請受付や許可等、ほぼ全ての業務を行っていただいております。

瑞穂市公共施設予約システム利用者登録申請書につきましては、初めてインターネットによる施設の利用の申込みを行う際に、事前に提出が必要な書類でございます。利用方法等を定めた瑞穂市公共施設予約システムの利用に関する規則において規定しております。

今回御指摘いただきましたコミュニティセンターにつきましては、指定管理者のほうに確認したところ、規則に規定された様式をコミュニティセンター独自に活用しやすいように変更して利用していたということが分かりました。規則に沿った様式を使用するよう指導したところでございます。

なお、議員の御提案でございます社会教育施設とコミュニティセンターの利用者の一元管理

につきましては、施設の設置目的に伴う仕様がございます。所管も教育委員会と市長部局と異なっております。仕様の根拠となる規則も別となっておりますので現状ではなかなか難しいということには言わざるを得ません。

しかしながら、市民の皆さんの利便性を考慮して改善すべきとの御意見もいただきましたので、空き情報が簡便にできるような情報の一元化については、指定管理者等も含めまして関係各課と慎重に検討していきたいと考えているところでございますので御理解願いたいと思います。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ありがとうございます。

ぜひ改善の方向で御検討をお願いしたいと思います。あくまでもやっぱり市民の立場に立つて物事を考えていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

では、次の課題のほうに移っていききたいと思います。

LGBTQに関する取組ということで、これについて質問をさせていただきます。

皆様方のほうには資料のほう、カラー刷りのものが行っているとは思いますが、それを参考にいただければと思います。

この資料は、関市の市民協働課というところが中学校に入学する全ての生徒に配付をしている冊子というふうに聞いております。そこから抜粋をさせていただきました。この資料を見ただけであれば、LGBTは何かというのは概略は分かると思いますので、ぜひ見ていただきたいと思いますが、その中の資料の中に、LGBTに該当する人は13人に1人見えるというふうな記載がされております。これを瑞穂市、今人口が5万6,000人弱というところでありますが、それで換算すると瑞穂市内にも4,300人ぐらいの方がLGBT、いわゆる性的少数者と言われる人が結構な割合にいるということになります。ところが現実、私たちはそれをなかなか実感できていないのが私も含めて実情だと思います。

瑞穂市内に住む当事者の方から、このようなお言葉を聞かせていただきました。誰も自分から当事者だとは言い出せない、私たちは存在しないのではなく、みんなに言わないだけです、言えないだけですというふうに言われたその言葉が非常に私は心に残っております。私も含めてやっぱり認識が非常に不足しているのではないかと、そのように反省をするところであります。

そこで幾つかお尋ねをしたいと思います。

1つは今、今回議会に出されている人権尊重都市宣言については、「人権の問題をひとつと考えるのではなく自分の問題として捉える」とありますけれども、やはり実感として私たちの心の中にこれが飛び込んでくるというような文言ではなかなか正直思いにくい。それは人権

問題について何が問題か、具体的な内容については触れていない、そういったことが触れていないがために、市民に私たちが考える動機づけとしては非常に弱いのではないかと思います。やっぱり人権について、LGBTQも含めた具体的にこういう問題があるよということも提起をし、市民の中でいろいろ考え合う、そういったふうにしていくべきではないかと私は思いましたけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 人権尊重都市宣言につきましては、人権に対する市としての方針を明らかにして宣言として発することにより、市民の方と一体となって人権意識の高揚と確立を図るため、宣言を行うものであると思っております。なお、人権尊重都市宣言（案）の「ひとごとと考えるのではなく自分の問題として捉え」につきましては、国の啓発活動重点目標のキャッチコピーであります「誰かのことじゃない」と連動させるために文面に挿入をいたしました。

また、LGBTをはじめ女性の人権、子供の人権、高齢者の人権など個々具体的な活動につきましては、今年度改定をいたします人権施策推進指針におきまして明記をさせていただいております。現状と課題、施策の方向、具体的な施策について、各項目ごとに具体的に明記をしております。今後はこの指針を基に、人権に関する施策を推進していきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 昨年9月にNPO法人ReBitというところが、インターネット上で12歳から34歳までの性的マイノリティーの方を対象にしたアンケート調査を行っております。これによれば、この1年間に10代の方で48.1%の方が「自殺を考えている」、14%の方が「実際に自殺未遂を起こしてしまった」、「自傷行為を行ったことがある」という方も38.1%に達しているとのことです。ところが、こういったことについて相談できないという子供たちが多くいます。学校のいじめや不登校の理由がこのLGBTQに関わることであった場合、その理由を告げることができない、そんな状況にあるのではないのでしょうか。

これを解決する、そのためには安心して相談できる窓口を市に設置する必要があると考えます。ちなみにこの子供たちは、「保護者に相談できない」という方が91.6%、それから「教職員に相談できない」が93.6%、つまり身近であればあるほどそういうことが言えない、これが実態だということですね。そういった意味では、市の窓口としてそういった専門のものを用意する。仮にそこに具体的に相談がもしなかったとしても、そういった窓口があるということを知っているだけ、それでも心の支えになっていくのではないかと、これは分かりませんが、

そういった意味も含めて、そういったものを検討されてはいかがでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 関谷議員が言われるとおり、LGBTQなどに関する相談窓口は必要であると考えております。

当市におきましては、現在、人権相談や心配事相談など様々な相談窓口を設けております。保護者や先生に相談することができない子も多くいるのではないかと考えております。そういった子供の悩みを的確に把握し、問題解決に当たるため、法務省が子どもの人権SOSミニレターを作成し、児童・生徒全員に配付をしております。保護者や先生に相談しづらい子も、このミニレターに悩みを記入し、切手は必要ございませんので、ポストに投函すれば、誰にも知られることなく悩みを相談することができます。

ミニレターには、電話で相談できる子どもの人権110番の電話番号や、メールで相談できる子どもの人権SOS eメールも周知をされております。いろいろな方法で相談することができます。また、現在は、よりそいホットラインやレインボー・ホットラインなど様々な相談窓口がございます。今後はどのような窓口が必要とされるのか、最も有用となる相談方法はどのようなものなのかにつきまして、今後情報を収集しまして検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 国のほうも、法務省のほうも様々な形で取組をしているというところがあります。今お話でありましたけれども、それをより瑞穂市としてどう具体的にしていくのか、非常に大きな課題だと私は思っております。

それで、先ほどもちょっとお話がありました、第2次瑞穂市人権施策推進指針というものが案として出されております。今それが検討されているというお話でしたけれども、その中にも書いてありますように、正しい知識の普及・啓発を行い、学習機会の充実が求められていると、そのようにされております。先ほど紹介しましたように、関市では中学校に入学する際に、生徒全員に非常にカラフルで分かりやすいパンフレットを配付してみえるというところになります。こんなような感じの簡単なものですが、非常に分かりやすくいいなあと思っておりますけれども、そういったものを取組をされている。それから自治体職員、あるいは学校の教職員を対象にした研修会といったものも実施されているというふうに聞いております。こういったことを参考にしながら、市として具体的な取組をやっぴりこれから進めていく必要があるのではないかとこのように考えておりますけれども、その点について、具体的な方向性とか何かありましたらぜひお聞かせ願いたいと思います。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） ありがとうございます。

普及・啓発につきましては、他市町の活動を参考にしながら学習機会の充実を図ることは大切だと考えております。当市におきましても、現在、児童・生徒に対する人権学習や教職員に対する人権教室、人権擁護委員による人権教室など学習機会の充実を図っておりますが、他市町のよい取組を今後参考にしていまして進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の御答弁ですと、まだ具体的なことはこれからというふうなニュアンスがちょっと感じられてしまって非常に残念ですけれども、今この先ほど示した推進案の中では、パートナーシップ宣誓制度の検討ということが提案されております。このことについては先週金曜日ですか、県議会のほうでパートナーシップ制度の課題ということについて知事が答弁されて、2年ほど前から検討を開始していると、新年度より積極的に進めていきたい、そのようなことが新聞のほうにも書いてありました。

そのような動きがある中で、私はこういった制度の導入する時期というのはもう明確にして、やっぱりそれに向けて、形だけではなくて、市民の中でしっかりとした議論を重ねていく、そういったことが非常に重要ではないかというふうに考えております。そういったこととは思っておりますけれども、このパートナーシップ宣誓制度の導入について、具体的な構想とかそういったものがありましたらぜひお答えを願いたいと思います。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） パートナーシップ宣誓制度につきましては、現在のところは具体的な構想はございません。

県下ですと、関市が令和4年度からパートナーシップ宣誓制度を導入しております。また、この4月から海津市がファミリーシップ宣誓制度を導入することが報道されておりました。また、他県でもこれらの制度が導入されている市町はございます。まずこれらの先進事例を十分参考としながら、当市において、どのような制度が最も必要となるのかを今後検討していきながら進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 先ほどちょっと紹介しました県議会での話の中で、この制度を導入しているのは都道府県では12の都道府県が導入している。市区町村においては240の自治体が、これは昨年12月現在だそうなんですけれども、導入をしているというふうな答弁がなされておるよ

うです。そういう意味では、これは結構それなりに今進んできている課題ではないかとは思いますが。

それで、市のほうがこの人権施策推進指針をつくるために、その前にアンケートなども実施されているところでもありますけれども、このアンケートの調査結果を見ますと、こういった性的少数者の人権ということについては、まだまだ市民的には非常に認識が薄いというふうに思っております。全体でこれがされているのは、そういったものは問題だと指摘をしている方は全体の13.8%という実態であります。ところが、これは年代別に見るとどうなっているかということですが、10代の方は、この問題について41.7%の方が非常に興味を持っている。20代の方も34%問題として意識をしていると。30代以降はこれがぐっと落ちてくると。もちろん10代の方の回答数が非常に少ないので難しいところではありますけれども、でもやっぱり若い世代でのこういった認識というのは非常に大きくなってきている、そのように感じる場所があります。

そういった意味も含めて、最後、こういった問題、このLGBTQの問題について、市長としての御見解をぜひお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 先ほど関谷議員がマイノリティーの方を対象とした調査結果で自殺未遂や自傷行為に触れられておりましたが、令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱でも自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティーにつきまして、無理解や偏見などがその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を促進するとあります。取組の必要性が示されております。自殺未遂や自傷行為の割合が高いということは、自殺対策の方向からも考えていかなければならないと思っております。

人権問題として見解ということではありますが、国の大綱にもありますが、無理解と偏見が人権侵害の一つの大きな要因となっていると考えております。新型コロナウイルス感染症のときもそうでしたが、無理解、無知が偏見を生んでいる現状がございます。現在見直しをしております人権施策推進指針にも記載させていただきますが、LGBTQに限らず、人権問題の解決に大切なのは正しい知識の普及・啓発だと考えております。これからも人権尊重都市の宣言を契機に、正しい知識の普及・啓発に努めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 市長の見解をお願いします。

○議長（若井千尋君） 森市長。

○市長（森 和之君） 関谷議員から人権尊重の観点からLGBTQの御質問をいただいております。

ます。

人権の尊重とは広範多岐にわたり、個々の事例は幾つもあると思いますし、また課題や問題もあると思います。それらの課題を解決するために、人権尊重のまちみずほを掲げて正しい知識の普及や啓発を行い、進めていきたいということを考えております。

当市の人権擁護委員の皆さんの活動は他市の見本となるところでもあり、人権擁護委員さんと共に連携を図りながら進めていくところがございます。まち全体が人権尊重を意識することで、市民憲章にもある人に優しいまちをつくることへつながると思っております。

御質問のLGBTQの対応につきましては、一昨年も市民の方から、さらにこの3月も市民の方からお尋ねがあり、パートナーシップ宣言やファミリーシップ宣言制度をよく調査し、瑞穂市に本当に必要であるかということも考えながら、さらに今回のこのパートナーシップ、ファミリーシップ制度は県全体である程度の考え方をもって進めていくということもあり、県の動きも参考にしながら、この先には導入に向けて進めていくということを考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） この問題についての冒頭、ちょっと当事者の方の言葉を引用させていただきました。その中で、言えないだけだというそこですね、つまり私たちは、それをなかなか認識できない、そういった現状があると思います。そういった意味では、ここをしっかりと認識しがてら、そして先ほど市長のほうからは昨年、一昨年ですか、そして今年3月にも御意見をいただいているということで調査をしているというお話でしたけれども、まだまだ先ほどの部長の答弁の中に見ましても、これから始まるというのが現実だと思います。そういった意味ではしっかりと共にこの問題を考えていける、そういったふうにしていきたいと私も思っておりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） 5番 関谷守彦君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 改めて、おはようございます。

傍聴の皆様、お足元が悪い中、何かと御多忙中の中、令和5年第1回3月定例会一般質問に御傍聴いただきましてありがとうございます。また、2011年3月11日に発生しました東日本大震災で犠牲になられました2万2,000余名の方々の衷心により御冥福をお祈り申し上げます。

私、議席番号11番の杉原克巳でございます。

ただいま議長より質問のお許しをいただきましたので、通告に従いまして2点質問をさせていただきます。

1点目は、令和5年度の当初予算並びに財政運営につきましてでございます。2点目は、所有者不明土地、空き家等の対策について、この2点をこれから質問席で質問をさせていただきますから、よろしく願いをいたします。

質問に先立ちまして、議長に今回の質問では配付資料を使用させていただきますから、よろしく御許可のほどお願いをいたします。

○議長（若井千尋君） 伺っております。

○11番（杉原克巳君） では、早速でございますが、質問に入らせていただきます。

令和5年度の当初予算案が提出されております。提出されました予算につきましては、本市の令和元年度から令和5年度までの時系列データ並びに県のホームページより県内21市の令和4年度の当初予算データを活用いたしまして、令和5年度の予算案及び今後の財政運営について質問をさせていただきます。

昨年の8月31日に、総務部長名で令和5年度の予算編成につきましての通知がございました。令和5年度は御承知のように市長の改選期に当たるため、当初予算については骨格予算で臨み、政策的経費の計上を留保し、改選後に補正として肉づけ予算で編成を行うという指針が述べられておられます。この考えにつきましては一般論でございますし、私は否定はいたしません。その後の対応でございます。

そこで最初の質問でございますが、通常、6月の定例議会で補正予算で対応するわけですが、私は切れ目のない予算執行のため、3か月間の空白期間を待つのではなく、4並びに5月中に臨時会を開催し、政策的経費や新規建設事業費など肉づけ予算を早急に審査すべきであると考え提案をさせていただきました。開催を考えておられるか、総務部長にお聞きをいたします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、改めまして皆さんおはようございます。

杉原議員の御質問にお答えしたいと思います。

肉づけ予算につきましては、政策的経費が中心となり、改選後の市長の下で編成された予算案を議会に上程しようとするすると、予算査定等の日程的に6月の定例議会への上程が現実的ではないかと考えております。議会の招集権は市長にございますので、臨時議会開催の可能性は

否定できませんが、前回、前々回の改選期におきましても、いずれも6月定例議会への上程となっており、現段階では6月定例議会で検討をしております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 総務部長から多分そのようなお答えがあるかと私は想像しておりましたんですけど、本来的に言いましたら、この当初予算でどこの自治体も補正、この首長さんの選挙の場合には、6月の補正予算で対応するというのが、私先ほども一般論でそれは否定しませんというお答えをさせていただきましたんですけど、本市の場合、いろんな大きなビッグ事業がございます。ですからそういう意味からいまして、これは臨時議会というものを開催していただきまして、そこでじっくりと審議をすべきではないかということで質問をさせていただきました。今のお答えでは通常どおり6月の定例議会でやられるということでございますから、それはそれといたしまして私も理解をさせていただきました。

では、これより財政運営を中心に質問をさせていただきます。

最初に不用額についてお伺いをいたします。

この不用額につきましては、通常ですと決算審査の段階で議論すべきことでございますが、あえて質問をさせていただきます。

まず、不用額の扱いにつきましては、地方財政法剰余金の第7条に、地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌々年度まで積立て又は償還期限を繰り上げて行くと、また地方債の償還の財源に充てなければならないと法令上規定をされております。したがって、この剰余金は翌年度の事業に使えるお金であるということで理解をいたしております。

ちなみに国会におきましても、この不用額の扱いが問題になりまして、議論の末、ガイドラインを設定することになっております。要するに結論といたしましては、2%以内に抑えようということで取決めが決定をされたようでございます。

それで、近年の2014年から2019年までの一般会計の歳入歳出決算においては、一、二%台で推移をしておりましたが、このコロナ禍の特殊要因の影響で令和2年度は金額的に3.9兆円の積み残しが発生して、2021年度は6兆円の使い残しが発生したということでございます。

そこで本市の状況を見ますと、令和2年度は予算未使用額が12億9,200万円、翌年の繰越額が6億5,800万円、不用額が6億3,500万円、令和3年度は予算未使用額が15億2,100万円、翌年度繰越額が6億9,900万円、不用額が8億2,200万円となっており、不用額は率にしまして令和2年度が2.6%、それから令和3年度が3.6%と率が高くなっております。

ここで質問をさせていただきます。

歳出予算の段階で不用額のガイドラインを設定する方法はないか、また令和5年度の予算査定時に過去多額の不用額を発生している部署に対してどのような対応をされたかということ併せてお伺いをいたします。総務部長、よろしく申し上げます。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 近年、決算において多額の不用額が発生していることにつきましては懸念しているところでございますが、議員御提案のこれを一定程度に抑えるような方策の導入につきましては、現在のところ考えておりません。

財務部局としましては、補正予算編成の都度、査定において不用額を確認しておりますし、特にこの3月定例議会に上程しております補正予算につきましては、決算において過大な余剰金、不用額が生じることがないように適正な決算額を見込んだ補正を指示しており、不用額の減額を基本として編成しているところでございます。

一方で、この不用額は翌年度への繰越金となる側面もございますので、一概に少なければよいというわけではないのが実情でございます。

令和4年度の不用額が幾らになるのかということにつきましては、現時点での予測は困難となります点、御了承をいただきたいと存じます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） これはなかなか先ほども申し上げましたように、これは要するに事業年度が終わりました段階でしかこの不用額というものは確定しませんから、それはなかなか難しいですけど、私がここで申し上げたいのは、後の資料を見ていただければ分かると思いますが、金額が本当に少ないところの予算部署というのがあるわけなんです。ですから、そういうところが本当に事業活動が実際できるかというようなことで、不用額ありきで私は予算設定をされている感がするのではないかなあという感じでございますから、そこら辺はやはり、ペンタゴンではございませんが多角的な要するに観点から、やはり満遍なく予算の配分ということもしていただかないと、それは政策的に動くのはよく分かりますけど、やはりそれぞれの部署も一生懸命事業計画を立ててやっておられますけれども、今の考えていきますと、ゼロベース予算ではなくても前年実績ベース予算で、そこから何割カットというような予算設定をされておるような感をいたしますから、そこら辺はぜひ是正をしていただきまして、やはり全ての部隊がこれから長期的なビジョンに立って事業が進行できるような、そういう予算配分ということもぜひ念頭に置いて予算編成をしていただきたいということで、次の質問をさせていただきます。

次に、臨時財政対策債についてお伺いをいたします。

臨時対策債、これは略して臨財債というふうにお話をさせていただきます。

これは、国からの地方自治体に対する地方交付税の原資が足りないために、不足分の一部を地方自治体に借入れする地方債であると言われております。

この臨財債の元金償還金相当額は、その金額を後年度の普通交付税によって措置することになっております。国の5年度の地方交付税交付金は、前年比1.7%を上回る18兆3,611億円の地方交付税の交付が予定されております。他方、地方交付税の財源不足を補填するための臨財債は前年比7,859億円抑制され、過去最少の9,946億円に決定されたようでございます。

そこで本市の臨財債の年度別残高推移を見ますと、令和元年度が80億8,900万円、令和2年度が81億4,800万円、令和3年度が83億7,000万円、令和4年度が79億2,700万円見込み、それから令和5年度が73億700万円の見込みとなっております。また、年度別の臨財債の借入金と償還金の推移を見ますと、令和元年度はちょっとございませぬものですから令和2年度から申し上げますと、令和2年度の借入金が6億1,300万円、償還金が6億4,400万円、令和3年度が借入金が8億8,100万円、償還金が6億8,500万円、令和4年度の借入金が3億4,700万円の見込み、それから償還金が7億4,100万円の見込みというふうになっております。令和5年度は一応借入金がぐっと減りまして1億6,600万円の見込みとなっており、償還が非常に多くて7億8,500万円の見込みとなっております。

この令和2年度から令和5年度見込額の数値を見ますと、借入金は4年、5年と年度を追って減少し、償還金は令和2年度から年度を追って償還の増額予定となっております。今後は、前年実績を下回る数値で推移するかは起債との関連があると考えますので、次の起債のところで併せて質問をさせていただきます。

では、起債残高についてお伺いをいたします。

起債は、地方債を発行することです。内容は、地方公共団体が財政資金や需要資金を調達するために発行する債券でございます。

起債の残高推移を令和2年度から見ますと、令和2年度末は118億5,100万円、令和3年度末見込みが120億6,000万円、令和4年度末見込みが118億円、令和5年度末見込額が112億7,000万円で推移し、令和3年度から年度を追って減少傾向にあります。ここで質問をさせていただきます。

今後、公共下水道事業、駅周辺開発事業等大型事業も本格化し、それに併せまして資金需要も活発化し、資金手当ても大変厳しくなると思います。先ほど最初の関谷さんの質問のところでもありましたと思いますが、財政で令和4年から令和8年度の財政シミュレーションが出ておりますが、私は、令和10年度までの5年間までの中期的資金ポジションがどのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 当市の人口増加は今後もしばらく続く見込みですが、一方で扶助費

の増加や公共施設等インフラの老朽化に伴う維持管理費の増、議員御指摘の大型事業も本格化していく中、財政負担についても見直す必要があります。そのため、瑞穂市財政シミュレーションを策定しております。令和5年度から令和14年度までの10年間の当市の一般会計の財政状況を試算したもので、大型事業の本格化により、その財源を賄うための起債は必要不可欠なものとなります。

この試算におきまして、新庁舎の建設費用も加味しており、建設が始まる予定の令和11年度以降の起債額が突出しております、20億円を超える状況となっております。このほか、穂積駅周辺整備事業も本格化していきますと、財政状況はますます厳しいものになることが予想されます。常に試算の見直しを行いながら、全体的な財政負担について注視していきたいと考えております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） そういうことで、また見直しの案が出ておるということでございますから、そのシミュレーションの数値をまた御提示をお願いしたいと思っておりますからよろしくお願いいたします。

次に、時間の関係で減債基金につきまして、一応事前通告しておりますが、ちょっとこれはカットさせていただきますからよろしくお願いをいたします。

次に、令和5年度の当初予算案費目について質問をさせていただきます。

私は、予算案の検証では、歳出面と歳入面の両方の観点から見るべきだということで、それはもう皆様方も御承知かと思いますが、私は歳入面に特に重要視をいたしております。自治体は、持続的、安定的財政運営を遂行するためには、まず確固たる財源の確保が必要であると考えております。中でも自治体独自の単独事業を執行するためには、どうしても自主財源の確保というものが絶対条件であるというふうに考えております。

では、これより歳入につきまして、当初予算案について質問をさせていただきます。

歳入の財源は、皆様方御承知のように、自主財源と依存財源により成り立っております。自主財源の柱は市税の中の市民税と、そうしまして固定資産税のウエートが高いことは御承知かと思っております。

そこで資料1を見ていただきまして、年度別一般会計予算推移表と、そうしまして資料3の年度別一般会計予算費目別構成比率表を御覧いただきたいと思っております。

いいですか、最初に自主財源の中核をなす市税についてお伺いをいたします。

市税は、市民税と固定資産税と軽自動車税に併せまして、たばこ税によって構成がなされております。

では、資料1の年度別一般会計予算推移表から市民税の推移を見ますと、令和元年度が33億

5,600万円、令和5年度が33億3,900万円見込みということで1,700万円の減額となっております。この5年間の推移を見ますと、人口増の割には歳入の増減に変化がないということが皆様方、この表を見ていただきましてお感じになられると思います。今日は質問いたしませんけど、この実態というものを財政関係の方はよく分析をしていただきたいというふうに申し添えておきます。

では、ここで資料4の令和4年度市別当初予算、主な市税の歳入状況を見ていただきまして、本市の市民税は32億3,600万円になっておりまして、その構成は個人住民税が29億5,300万円で、その内訳といたしまして個人均等割が1億円、所得割が28億5,300万円でございます。法人住民税は2億8,300万円で、その内訳といたしまして法人均等割が1億2,300万円、法人税割が1億6,000万円から成り立っております。

そこで質問をさせていただきます。令和5年度の市民税予算33億3,900万円の個人住民税と法人住民税の算出根拠をお示し願います。あわせて、今後の市民税の継続的安定財源の施策がありましたらお示しをお願いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 杉原議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和5年度市民税予算33億3,900万円の個人住民税と法人住民税の算出根拠ですが、個人住民税の均等割の納税者数2万5,900人分と所得割の合計額見込みの徴収率を掛けて算出しました。法人住民税は、均等割の納税義務者1,315法人と所得割1億7,400万円の合計額に見込みの徴収率を掛けて算出しました。

今後の継続的安定財源の確保のためには、納税義務者数を増加させることが重要で、下水道事業などのインフラ整備を行い、良好な居住環境や企業が立地しやすい環境をつくり上げることが重要と考えています。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） そういうことで、当然今後はこの自治体が健全な運営をしていくためには、先ほども私が申し上げましたように安定的、継続的な要するに歳入をいかに確保するかということで、今棚橋部長のほうからインフラ整備とか、企業さんに来ていただけるような環境づくりということで、そういう観点から、それが施策ということでございますが、これもなかなかこういう質問をさせていただいても、私も質問の段階でなかなか御返答いただくのは難しい質問ではないかなあということで、今抽象的な御返事をいただきましたんですけど、これも先ほど総務部長のときにも質問させていただきましたように、今後の非常に歳入というのは難しいと思います。なかなか立てることも、企業も要するに他動的な要因というのが非常に多いわけですから、そこら辺もよく御配慮いただきまして、今後の経済情勢、経営環境、

企業の経営環境、そこら辺をよく多面的に御検討いただきまして、他自治体の事業計画等もよく御覧いただきまして、どういうふうでその歳入増減を計っておられるかという他市町の情報というものを、これもやはりキャッチをすることも参考になるし、そういう意味からいっても大事な事項だと思いますから、今後、先ほども言いましたように大型事業がどんどん増えていきます。これも金額も億単位で増えていきます。その1億の財源を確保するとなりますと、固定資産税でも今1.4%ですから、なかなか企業でも大手の企業が来ていただかないと、なかなか数千万円の固定資産税の確保というのは難しいと思います。

そういうことで、企業誘致は企業誘致ということで市長も当然お考えのことだと思いますけど、そこら辺を十分に安定的な財源を確保するということとなりますと、先ほど私が質問させていただきましてんですけど、市民税の中でなかなか1,700万円の減がなっているということで、片やこれからも、次のところで質問させていただきますので、固定資産税というのは割に安定的な財源になっておるわけなんですね。ですから、そこら辺を十分御配慮いただきまして、どういう観点からどういう財源確保に進んでいったらいいかということとを事前によく、今まででも御検討されておるとは思いますけど、次の質問でそこら辺のこの内容分析も質問させていただきますけど、よく御留意いただきまして政策に結びつけていただきたいと思います。

では、次の質問に入ります。

では、地方税のもう一方の柱でございます固定資産税を見ますと、資料1の令和元年から令和5年の見込みの固定資産税の推移を見ますと、5年間でほぼ32億円前後で安定的な歳入予算を確保されております。また、令和5年度は最も高い予算数値を示しておられます。私は今も申し上げましたように、固定資産税は今後の自主財源のコアにしなければならないというふうを考えております。

ここで質問でございますが、この固定資産税の安定的財源確保の要因、今までの5年間も32億前後で進んでおりますし、今後の短期のシミュレーションでも結構でございますが、そこら辺を配慮していただきまして御回答いただければというふうに思っておりますけど、よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 固定資産税の安定的財源の確保の要因としましては、やはり名古屋などへの通勤圏としての環境などによる人口の増加に伴い、422戸の家屋件数の新築数が要因であると考えています。以上です。

[11番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 分かりました。

では、この令和5年度の固定資産税の事前情報として、令和4年度まで継続していた商業地

の固定資産税の軽減措置が終了することが決定されております。本市は恩恵を受けている商業地域がどれほどか、分かりましたらお教えいただきたいと、併せまして寄与度が分かればいかほどかということをお示し願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 商業地の固定資産税の軽減措置が終了するという御質問ですが、瑞穂市の商業地では軽減措置を受ける範囲で上昇した地点はなく、全国的に言われている商業地の上昇は、今回の瑞穂市内での軽減措置はありませんでした。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 分かりました。そういうことでございますね、分かりました。

では、そこで固定資産税の令和4年度と令和5年度の予算の、その住民税分と法人税の金額をお示し願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 固定資産税の令和4年度、令和5年度の住民分、法人分の金額は、令和5年度現年分としまして32億5,200万円のうち、個人分で21億円、法人分で11億5,200万円、法人としましては35.4%を占めています。令和4年度現年分31億7,900万円、個人で20億9,800万円、法人で10億8,100万円、法人分は34%を占めていました。法人分としましては1.4%増加しています。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） そういうことで、次、皆様方に見ていただきたい資料ということで、当初予算の市別の市税歳入状況表を見ていただきたいと思います。

すみません、先ほど指摘させていただきましたように、固定資産税が自主財源の中心財源に位置づけるべきだということを私は再三ここで申し上げておりますが、その裏づけ資料ということでここに出しております。ここで御指摘いただけることがありましたらよろしく願いをいたします。

じゃあ私のほうから、皆様方、よく見ていただきたいと思います。ここで、これは21市の市民税額と固定資産税額をずらっと見ていただきたいと思います。そうしますと、市民税額が固定資産税額よりか上回っております自治体は瑞穂市と岐阜市と多治見市の3市だけなんですよ。あとの18市は、固定資産税のほうが金額的にいいまして多いわけなんですよね。ですから、私は、先ほどからお話をさせていただいておりますように、いかに固定資産税を自主財源のコアにしていくかということで、今後の瑞穂市の要するに歳入の経営戦略と言ったらちょっと言葉が語弊がありますが、歳入政策をよくお考えいただきたいということで、この資料というこ

とは本当に私、いい資料ではないかなあというふうに思っておりますから、よろしく御検討の材料にさせていただきたいと思っております。

では、時間の関係で次の質問に入ります。

ちょっと急ぎましたですけど、次に収入の自主財源の一方の柱でございます寄附金についてお伺いをいたします。企画部長にお伺いをいたします。

2008年9月から始まったふるさと納税制度が、自治体によっては収入の主力柱になっている自治体がございます。今後、瑞穂市も令和4年度見込みが6億円で、令和5年度の予算も6億円ということで設定をされておりますが、その政策の柱となりますふるさと納税の戦略というものがございますら、企画部長よりお示しを願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 杉原議員の御質問にお答えさせていただきます。

コロナ禍の巣籠もり需要の影響もありまして、令和3年度、4年度と右肩上がりに寄附金が増加してきました。しかしながら、コロナの制限緩和によりまして、旅行需要や物価高騰による買い控えなど、ふるさと納税を取り巻く環境は今まで以上に難しい、厳しいものになっていくと考えているところです。

そこで令和5年度は、市制20周年も迎えますので、ふるさと納税サイトを通して瑞穂市を知ってもらい、そしてから寄ってもらい、使ってもらいというものを意識した市のPRを兼ね、そういう戦略を検討しております。

令和4年のエリア別寄附を見ますと、やっぱり1位は関東甲信エリアで54%となっております。2位は近畿エリアで15%の方、それから3位が東海エリアの12%となっております。人口の大小はございますが、東海エリアからの寄附が関東圏、関西圏に比べ少ないという状態です。寄附全体の1割程度であるということが分かりました。

この東海エリアの12%ですけれども、1割といえますけれども、ここに私どもは着目したいと考えております。今後、PR活動においても、近隣であります東海エリアの寄附者をターゲットにした戦略を構築し、寄附金の拡大につなげていきたいと考えております。

今、教育委員会生涯学習課にて中山道まちづくり基本構想の観光等魅力発信拠点として計画策定を進めていただいております。今後、主に名古屋圏からの寄附者に対して、瑞穂は車でさほど遠くない距離なんですね。ちょっとしたドライブ感で瑞穂市に来ていただくような交流人口が増加する仕組みづくりをこのふるさと納税で考えていきたいと思っております。中山道沿線での瑞穂市にある資源を活用しまして、参加型の体験、よく言葉でアクティビティという言葉があると思いますが、そういうようなふるさと納税の記念品の開発を通して瑞穂市の魅力を知っていただけるような工夫を今考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 市制20周年を一つの核にして、そこから波状的にいろんな戦略を考えておられるということもお聞きしましたんですけど、私、今ふとここで、事前通告しておりませんが、個人対象も大切でございますけど、時限立法で企業のふるさと納税というのもございますよね。ですから瑞穂市も、先般の一般質問で企業数等の資料も御提示させていただいておると思いますけど、オンリーワンとは言わないんですけど、特殊な要するにふるさと納税に該当するような商品開発というようなことで、そういう企業も一度訪問していただきまして、開発を、商品のレパトリーを増やすという意味からしていただきたいと思います。

私も地元のある企業へ行きましたら、企画部の部長さんがお見えになりましたよということのお話もお聞きしております。そのようなことで、それをもっと発展的に御活躍いただいて、結構隠れた企業でこういうふるさと納税に、あっ、これは商品のアイテムに入れたら面白いじゃないかなあというような、そういう商品もあると思います。ですから、実際そういう現場を見てこないとなかなか分からないと思うんですね。ですから、企業訪問と併せましてそういうPRをしていただいて、企業納税という形もあると思いますけど、我々は個人を対象にしておりますから、そういうことで今後ふるさと納税の6億円という予算規模でございますけど、1.5倍ぐらいの8億ぐらいの大きな目標を持っていただきまして、市長もふるさと納税を歳入の柱にするというふうに言っておられますから、これは一つの自治体としてのやはり戦略でございますから、そういう意味で歳入を稼ぐといえますとなかなか難しいんですよ。はっきり私、さっきから申し上げていますが、もう端的に言いまして、今考えられるのはこの自治体も企業誘致とふるさと納税がコアにしてやっておられますから、そういうことでこの2本柱をより強力的に推進をしていっていただきたいというふうに考えておりますから、よろしく願いをいたします。

時間も差し迫っておりますから、ちょっと走らせていただきます。

では、歳出面で1点だけ質問をさせていただきます。

民生費についてでございます。

民生費は、ここにも資料がございますように1の年度別一般会計予算推移表、それから2の一般会計予算費目別推移表、3の年度別一般会計予算費目別構成表を交互に御覧になっていただけると大変ありがたいと思います。

この中で、見ていただきますと、歳入歳出費目合わせまして、これももう皆様方御承知かと思いますが、民生費が絶対額、そうしまして令和元年度の数值からいいましてもこの伸長率、歳出の構成比率からいきましても突出した数值になっております。

私は、この民生費というものは必要経費だというふうには認識をいたしております。民生費といえますのは、要するに生活保護に関する費用とか、それから高齢者福祉に関する費用とか、障害者費用とか、児童福祉に関する費用とか、母子福祉に関する費用でございます。

以上の今申し上げました5点からいいまして、福祉に係る経費ということで、言い換えれば住民の安定した生活保障をする必要な経費だと思っております。

そこで質問をさせていただきます。

令和元年度からの推移を見ますと、令和3年度から前年比が2億円強を超え、金額ベースでは70億円台で推移をしています。既に令和2年度から市税を上回る金額で推移をいたしております。財政上、将来大変私は心配でございます。

そこで質問をさせていただきます。

今後、現下の状況で歳入は微増で推移すると考えるならば、他費目の事業活動にも影響を及ぼすと私は考えております。そこで所管部署の御見解をお願いいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 杉原議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、民生費の歳出額が増加していることは承知をしております。健康福祉部で所管をしております事務における民生費につきましては、どうしても予算額の扶助費、手当費、医療費、割当ての負担金などの占める割合が多くなってまいります。また、福祉部門においては、国または県の新規事業立ち上げに伴いまして、当該事業の予算が増えるという場合も多くございます。令和5年においても、国の事業である出産・子育て応援交付金事業として国・県の補助がございますが、支出として6,796万8,000円の経費が必要となります。

さて、令和5年度の予算の対前年対比におきましても、障害者の自立支援給付費、障害児通所支援事業費、老人福祉総務費、生活保護受給事務費で、種別によって多少の増減はございますが、軒並み増加をしておる状況でございます。この増加につきましては、サービスを受ける方も増加しており、受けるサービスの種別も多様であることから、やむを得ない部分もあるというふうに思っております。

サービスの受給に関しまして、障害者のサービス給付費を例にしますと、障害相談事業所のサービス計画に基づきまして、必要とされるサービスが提供をされております。生活保護なども同様ではございますが、支援を必要とされる方へ必要な支援を行うことを前提とした福祉の制度になりますので、支出の伸びはある程度やむを得ないものであるというふうに捉えております。

しかしながら、支援が必要となる前の対処も非常に重要であるというふうに思っております。生活保護でいいますと、生活保護に至る前に、生活困窮者支援においてしっかりとサポートをしていくことも重要であるというふうに認識をしております。また、高齢者では要介護となる

前のフレイル、虚弱でございますが、この段階での支援が大変重要でございます。今後は、サービス提供に至る前段階の支援に心がけて、民生費の歳出削減に努めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） では、時間も差し迫ってきましたから、ちょっと走らせていただきます。

最後の質問でございますけど、所有者不明土地、空き家対策等についてお伺いをいたします。

昨今、所有者不明土地、空き家対策等について新聞報道で目にします。空家対策特別措置法の改正案、民法、不動産登記法の改正、相続登記の義務化など、法令改正などの記事で、一般の市民の方々はどこまで内容が理解されているか疑問でございます。

そこで最初の質問でございますが、空家対策特別措置法の改正点のポイントをお示し願います。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 国は3月3日に、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案を閣議決定されたと発表し、法律案の概要として4つのポイントが掲げられております。

1つ目は、所有者の責務強化として、現行の適切な管理の努力義務に加え、自治体などの施策に協力する努力義務を追加しました。

2つ目は、空き家等の活用拡大として、市町村が空家等活用促進区域などを定めた場合に、接道規制や用途制限を合理化し用途変更や建て替えなどを促進し、また空き家等の管理や活用に取り組むNPO法人、社団法人などを空家等管理活用支援法人に指定できるものとししました。

3つ目は、空き家等の管理の確保として、放置すれば特定空家等になるおそれがある空き家等を管理不全空家等として指導、勧告し、勧告を受けた管理不全空家等の敷地は固定資産税の住宅用地特例を解除するものとしております。

4つ目は、特定空家等の除去等として、特定空家等に対する命令等の事前手続を経るいとまがないときの緊急代執行制度が創設されるなど、倒壊寸前など緊急性が高いときには一部手続を省き適用できるものとするものでした。詳しくは、今後法律案が成立された後、情報が来るものと思われま。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） では、次に本市の実態と対策についてお伺いいたします。

2019年3月に瑞穂市空家対策計画が5年計画が策定されておりますが、時間の経過もあり、

そこで昨今の実態と対策の状況について、次の2点質問をさせていただきます。一緒に答えていただければ結構でございます。

令和4年度末の市内の空き家等の件数と、そうしまして空き家等を解消するために行政は今までどのような対応をしてきたか、その成果はあったかお示しを願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 1月末現在、125件の空き家の件数を把握しております。

市民生活の安全・安心な住環境を確保するためには、管理不良の空き家等の発生を抑制することが問題解決の基本であると考えております。そのための空き家の所有者などから適正な管理や活用などの相談に対して職員が対応しており、瑞穂市商工会の協力も得て、家屋の除去や利活用に関する事業者の紹介も行っております。中には、相続などの専門知識が必要となる場合もあり、対応窓口の充実を図るために、建築士や弁護士などで構成されるNPOと連携して、空き家等に対してのさらなる相談体制を強化し、支援を図っております。

また、特定空家として、瑞穂市特定空家等除去費補助金要綱の制度を活用した除却も1件され、残りの1件についても状況が整えば制度を活用し、除去したいと聞いております。今年度も職員の現地確認や市民からの情報提供により指導を行っており、空き家等の件数も前回報告しました144件から125件と19件減っております。以上でございます。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） では、税務課としての対応を御説明します。

空き家になることを防止する場面としましては、納税通知書の発送後に返送があった場合や納税義務者の死亡があった場合は、住民票及び戸籍を各自治体に請求し、その人の現在地、相続関係を調査します。それによりまして納税義務者の新たな住所地や相続人に対し、新住所に納税通知書の再送付を行います。

また、納税義務者の死亡に関しまして、相続人がいない場合や全ての相続人が相続放棄をしている場合は、裁判所を通じて相続財産管理人や不在者財産管理人の制度を利用して、新たな所有者に替えた案件が3件あります。以上です。

[11番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） ここで最後の御質問にさせていただきます。

次に、所有者不明土地の対策についてお伺いをいたします。

所有者不明土地問題研究会の発表によりますと、平成28年度時点で全国所有者不明土地の占める割合は、九州本島約368万ヘクタールの大きさに匹敵すると言われております。今後、高齢化の進展による死亡者数の増加等よりますます深刻化するおそれがあると危惧しており、不

明土地の増加防止に係る新たな取組が進まない場合には、2040年には約720万ヘクタールに達すると予測されております。

ここで所有者不明土地の認識についてお伺いをいたします。

不動産登記による所有者が直ちに判明しない土地、そうしまして所有者が判明しても、その所有者が不明で連絡がつかない土地というふうに理解をしてよろしいか、お伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 議員のお見込みで結構です。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） じゃあ議長、お願いいたします。

そこで今回は、相続税登記の義務化について焦点を絞りまして、2点だけ質問をさせていただきます。一緒にお答え願えれば結構でございます。

1つ目には、相続土地国庫帰属制度が本年の4月27日から施行されます。この制度は、相続した不用な土地を国が引き取る制度であると理解しますが、利用価値がない状態でも国庫帰属ができるのか、ほかにどのような条件があるかお伺いをいたします。

そうしまして、相続登記の申請の義務化が令和6年4月1日に施行決定をしておりますが、未登記の相続人は所有者の所得を知った日から3年以内に相続登記申請をしなければならない、さらにほかにもルールも段階的に変更があると言われておりますが、分かる範囲内で結構でございますから御提示をお願いいたします。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 相続土地国庫帰属制度、この要件としましては、まず相続または遺贈により土地を取得した方が、その土地の所有権を国庫に帰属させることについて承認を申請します。その後、国は通常の管理や処分に多くの費用や労力がかからないと法令の規定と照らし合わせて判断した土地は、土地の所有権を国庫への帰属について承認をします。その後、承認を受けた方が一定の負担金を国に納付した時点で、土地の所有権が国庫に帰属します。

国庫の帰属が認められない土地の主な例としましては、建物、工作物等がある土地、土壤汚染や埋設物がある土地、境界が明らかでない土地、担保権など権利が設定されている土地など、申請後、法務局職員等により書面審査や現地調査が行われます。

また、相続登記関係で今後の改正予定としましては、令和8年4月までに所有者不動産記録証明制度や所有権の登記名義人の死亡情報についての符号の表示、住所等の変更登記の申請の義務化など、所有者不明土地の発生をさせないための制度改正が予定されています。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） それでは私が所有者不明土地と、それから空き家等対策の質問をさせていただきますましたが、これは法律的なところを今回は質問させていただきましたが、御回答いただきました。これの一般の市民の方に御理解をしていただくというような方法といたしまして、「広報みずほ」なんかを使っていただきまして、市民の方に御理解をしていただくというのも、これも一つの手段ではないかなあというふうに思っておりますから、そこら辺よく御相談をしていただきまして、そういう情報の伝達ということも今後考えていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（若井千尋君） 11番 杉原克巳君の発言が終わりました。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 広瀬守克君の発言を許します。

広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） こんにちは。

議席番号1番、創緑会の広瀬守克でございます。

ただいま議長よりお許しをいただきました。通告に沿って発言をさせていただきます。

その前に、いつものことでございます私の御挨拶でございますが、傍聴に来てくださった、本当にお忙しい中ですね、いつもありがとうございます。よろしく願いいたします。

今日は、私、2つでございますが、穂積駅周辺の整備についてと、コロナウイルス感染症の今後についてでございます。

以下につきましては、質問席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

すみません、時々ちょっとむせることがございますけれども、ちょっと花粉症で体調のほう、申し訳ございませんけど、よろしくお願いいたします。

まず1つ目でございますが、穂積駅周辺の整備についてでございます。

こちら着々と計画のほうが進んでいると思うんですが、12月の議会でJ Aの穂積支店跡地、ここをE x S i t eサードプレイスという名前に決まりまして、そこでいい名前だなあと思うんですが、この広場ですが、1月27日に一般の方の乗降場所として供用開始されているわけでございますけれども、この場所をなかなか、私も朝、毎週駅にちょっと立たせていただきながら御挨拶をしておるときがあるんですけれども、そのときいろいろその場所を拝見させていただくんですけれども、なかなかそのところに行かれる方というのもなかなか少ないというところで、新聞紙上でも大きく取り上げてもらっております。そういったところでありますが、

利用者が少ないのが現状でございます。その辺りの課題と申しますか、そのE x S i t eサードプレイスの役目など周辺の整備などについて質問させていただきますので、お願いいたします。

まず1つ目になります。

J A穂積支店跡地をE x S i t eサードプレイスのそういった先ほど言いましたが、一般の乗降場所ですね、こういった周知はどのようにされたのか、また今後の周知はどのようにされるのか、お聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） E x S i t eサードプレイスに併設しました一般車乗降所は、J Aぎふ穂積支店跡地暫定活用計画の中の一施設として、穂積駅周辺の混雑緩和などの交通環境改善を目的に、令和5年1月27日に一般車乗降所部分を先行して供用開始しました。

この施設の供用開始に合わせて、施設設置の周知を目的とした駅前広場内での案内看板の設置や市のホームページ、「広報みずほ」、プレス発表などによる情報発信を行っています。また、駅南口への送迎の方へのチラシ配布も実施したところでございます。

今後は、現在整備を進めておりますにぎわい施設などの施設案内とも連携を図りながら、「広報みずほ」や送迎の方へのチラシ配布などによる情報発信を引き続き実施し、施設利用の促進を図っていきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） そうですね、今のお答えで、とにかく乗降場所を利用していただけるように周知をしていただくことと、あと案内看板がロータリーのところにもついております。あの看板もなかなか見づらいというか、そういうこともございますので、もう少し分かるようなやつがあるといいかなとは思いますが、そういったところでしっかりと周知をしていただきますようよろしくお願いいたします。

2つ目に参ります。

今後のE x S i t eサードプレイスのスケジュールなど、どのように人が集まる場所として定着されるのか、お聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 現在、E x S i t eサードプレイスにつきましては、3月末の工事完成を目指して進めているところでございます。4月に入りまして、3か所のテナントショップの出店店舗の募集を行いまして、8月にE x S i t eサードプレイスのオープニングセレモニーを予定しているところです。

場内には、広場スペースを利用して地域住民の方々や駅利用者の憩いの場となるような空間

づくりを行い、地域活性化や生活利便の向上に資するイベント等を行っていきたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症により新たな生活様式への転換が求められる中、テレワーク、リモート会議等の需要に対応した新たな場でありますワーキングスペースを創出したいと考えております。

3月4日には、市と特定非営利活動法人JR穂積駅周辺まちづくり協議会ExSiteとの連携に関する協定を締結いたしました。今後、サードプレイスの管理運営に関しまして調整を行い、駅周辺のにぎわいの創出を展開していきたいと考えております。以上でございます。

[1番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 今の御答弁の中で、実は朝日大学さんとの意見交換会というのもあったときに、駅には何とかにぎわいがあるところ、そういったところが欲しいよねという意見も出ておりましたし、ぜひこれを企画していただいて成功させていただきたいなと思っております。それでは、次のほうへ移ります。

3番目、3つ目でございますけれども、ExSiteサードプレイスには、先ほども申しましたが、人が集まってくれようにならないといけないということなんですけれども、それこそ小学生、小さい子から高齢者まで集まってくれてにぎわいを出すというそういったところになります。12月議会で、アートが地域振興、地域課題を解決するとして、このアートにExSiteサードプレイスにも応用できないかという、そういったものを考えたいという思いがお話のほうに出ていましたんですけれども、その内容をお聞きできればと思います。お願いいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 現在整備しておりますJAぎふ穂積支店跡地の名称を、暫定ではありますがExSiteサードプレイスとつけております。由来としましては、ExSiteはわくわくさせるような空間をつくる、またサードプレイスは、第1の場である家庭でも第2の場である職場でもない、第3の飛び切りの居心地のよい場所との意味が込められているところです。

にぎわいの場の提供として、魅力あるイベント等の開催は新たな店舗出店がございます。しかし、その場所へ足を運んでいただける吸引力となりますのは、魅力を発信する象徴、いわゆるシンボリックなものをつくることも重要と考えております。

世界で名が知られてきましたアート作家による絵画をサードプレイスに掲示し、例えばJR利用者、列車の中からその絵画を見つけられて、目を奪われるというようなそういう仕組みづくりもしたいと考えております。

この絵画が魅力を発信いたしまして、市外からも瑞穂市へ来ていただけるような交流人口の増加につながることを期待しているところです。そういう仕組みづくりも考えているということでございます。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） ありがとうございます。

駅の電車内からも見られると、アートが見られるといったところやね。ぜひ、アートのほうをつくっていただければと思いますし、本当に降りていただき、またそのアートを見て滞在していただける時間があれば、本当に穂積駅もよくなると思いますので、活性化したいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、4 番目のほうへ移りますが、JA の穂積支店跡地には、以前は穂積支店と 2 階建ての駐車場となっておったわけですけれども、この駐車場が今なくなったことや、大手のコインパーキング、そういったものが今撤退した駐車場もございます。そういったところの駅を利用される方の駐車場不足というのもあるかと思えますし、また市が今回整備されました市の庁舎の東のほうですかね、第 5 駐車場、こちらのほうの近くにはマンションもあるんですけれども、お話なんですけれども、月ぎめに利用されたいという方も。というのは、ちょっと空きがあるんですよ、あの駐車場ね、スペースがちょっと空いているところがあるんですけれども、そういったところで今職員の駐車場でももちろん使われているとは思いますが、例えば空いているところなんかはどんなようなお考えでいらっしゃるのかをお聞きしたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 御質問にある第 5 駐車場につきましては、市役所穂積庁舎と隣接する総合センター及び市民センター利用者のための駐車場として昨年度用地を購入し、今年度、自動車 50 台が駐車できる駐車場として整備し、令和 5 年 2 月 15 日から供用を開始しております。

現在の使用状況につきましては、休日は主に総合センター及び市民センターら利用者の駐車場として使用し、平日は主に穂積庁舎勤務の会計年度任用職員の駐車場として使用し、駐車する職員全員が出勤した際には満車となるような状況でございます。

御存じのとおり、これまで市役所、総合センター及び市民センターにつきましては、慢性的な駐車場不足によりまして利用者の方には大変御不便をおかけしておりました。近年につきましては、コロナ禍ということもありまして、総合センター及び市民センターで大人数が集まるイベントがほとんどない状態でしたが、徐々にイベントが開催されるようになってきています。今後、本格的にコロナ禍前のような施設利用状況に戻り、大きな催物などが開催された場合、今回整備いたしました駐車場を加えましてもまだまだ不足している状況でございます。

第5駐車場につきまして、市役所、総合センター及び市民センターの駐車場として使用する行政目的のために整備したものでございます。議員御提案の月ぎめ駐車場としての活用については、行政財産としての利用状況を見つつ、可能性は探してみたいと考えます。以上で答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 今の御答弁でありますと、行政目的でございますし、なかなか今のよう
に施設を利用された方々の駐車場というところでの理解をさせていただきました。

今後、もし駐車場が不足になったりとかいろいろありましたときには、また目的も考えていただかないかなというふうには思っております。

その件につきまして、この前も実は都市計画審議会でしたかね、1月の末にあったんですけども、あのときにもいろんな委員さんのほうからも御意見が出ておまして、駐車場につきましては、やはり駅の近くにJ Aのような2階建てとか3階建て、そういったところの土地を取得しながら市が経営するような駐車場もあったらいいんじゃないかなというようなことも、意見としてたしか出ていたと思いますので、そういったところもぜひ考えていただけないかなとは思っておりますので、その点よろしく願いいたします。

次に参ります。

穂積駅の南には、何回も申し上げますが、乗降場所としてE x S i t e サードプレイスがあるわけでございます。その周辺整備も進んでいってはおりますけれども、駅北、こちらの広場は朝夕本当に乗降客が多く、あの狭い道路にも車が二重も三重も出ております。そういったところで大変危険であり、暫定的に本当にもう少し利用しやすい場所、本当に今北側に有料の30分間無料というんですか、ああいうのもあるわけですが、なかなか利用されない方が多いということもありますので、そういった利用しやすい乗降場所にしていかなければいけないんじゃないかなあとは思っておりますけれども、そういったところで計画がとおりでしょうか、お聞きいたしますが、よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 穂積駅は、瑞穂市のみならず圏域市町約15万人の玄関口として多くの方々に利用され、自家用車で駅までアクセスする利用者が多い状況です。その中で、駅北口駅前広場につきましては、限られた広場敷地の中での施設配置となっていることもあり、送迎車やタクシーなどが錯綜している状況にあります。また、夕方から夜の時間帯にはお迎えの待機車両が広場内通路に停車することにより、大変混雑している状況となっております。

これらの状況を改善するための抜本的な対策につきましては、土地区画整理事業などによる基盤整備により安全でスムーズな交通処理機能を有した駅前広場を整備していくことが一番の

解決策であると考えております。しかしながら、この基盤整備は長期的な事業となることが想定されますので、現在の公共用地の中での暫定的な交通環境などの改善に向けた対策も進めていく必要があることから、現在、駅前広場の敷地の大きさや形状などを確認し、どのように改善していくべきなのかについての検討を進めている段階ですので、よろしく願いいたします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） ぜひ改善をしていただきたいと思います。

本当に危ないです。私もちょっと迎えに行くことがあるんですけども、なかなか、また今駐車場が故障中で入れないというのもありますね。本当にぜひそういったところは早急に改善していただけたらと思います。

すみません、通告ちょっと順番が変わりますが、一つ最後の質問になりますが、JRから穂積駅の用地を、この前も市の行政のほうから御説明があったんですけども、市が取得するものですというところのあったわけですけども、用地を取得する目的ですね、それと取得後の利用についてお聞きいたします。よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 駅周辺等交通機能改善事業は、鉄道事業者が所有されている土地の一部を取得し、穂積駅自由通路の出入口付近における歩道部の快適性の向上や安全性の確保などを目的に推進している事業です。

現在、鉄道事業者との用地交渉を進めている段階であります。土地取得後には自由通路出入口通路の歩行者通行帯や待ち場スペースの一部を拡幅し、駅を利用される方々の安全快適な歩行空間を確保していきたいと考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） 通行人の本当に通行しやすいというか、これは駅の北、南でしたかね。両方。ごめんなさい。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 現在用地交渉を進めておりますのは、駅南と駅北と両方になります。

〔1 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） ありがとうございます。

ぜひ用地を買収していただいて、駅を利用される方の快適に乗っていただけるようなスペースをつくっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

あと次の質問に参ります。

2つ目のコロナウイルス感染症の今後についてでございますが、昨年の11月あたりから感染拡大しておりました第8波もピークアウトしてきております。先ほどの話でも、瑞穂市は昨日はゼロ人ですかね、というところで、本当に感染者がなくなってきておる状況でございますけれども、理由はいろいろあるわけでございますけれども、本当に市長いつも御挨拶の中でお話の中に出ているんですけれども、一過性の集団免疫がついたんじゃないかなあというふうにお話をされていますけれども、マスク着用の緩和の動きもいろいろ御意見が出てきているわけでございますけれども、今日3月13日から個人に委ねる、個人の判断に委ねるというようなことも出ているわけですが、またその反面、今後ワクチンがどうなっていくかというところ、また感染した場合の医療費の負担、こういったのもなかなか明確にされておらず、不安な生活のほうをしているわけでございますけれども、その点を含めていろいろ市の判断とか基準をお聞きしたいと思っておりますので、まず1つ目ですね、これから卒業式というか、中学校の卒業式は私も今回参加させていただきまして、着席のときには生徒たちはマスクをして、卒業証書を頂くときにマスクを外して登壇をして卒業証書を頂き、着席をしたときにまたつけるといったようなことをされていましたが、これから卒業式に関わらず入学式とかそういったものを迎えていくわけでございますが、そのマスクの着用ですね、そのつけ方の考え方、また対応について教育委員会のほうからいろいろな指導はあるとは思いますが、各学校、幼稚園、保育所についての対応をお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） こんにちは。

卒業式におけるマスクの着用について、まずお答えしたいと思います。

小・中学校におきましては、今言われましたように、入退場や卒業証書授与などの一定の距離を確保することが可能な場合にはマスクの着用は求めない。また、確保するのが難しい場合にはマスクの着用を求めるというふうにしております。

感染者数は減少傾向にあります。学校の教育活動については、3月末まではこれまで行ってきた感染症対策を継続するというふうには求められております。入試や入学式等を控えている児童・生徒がいることとか、さらには様々な事情によりマスクの着用を希望する児童・生徒がいること、健康上の理由などによりマスクの着用を希望しない児童・生徒もいることから、総合的に判断したものであります。あくまでも着用を求めるとか求めないということでありまして、着脱を強制するものではありませんので、個々の事情により判断していただきたいというふうを考えております。

幼稚園や保育所においては、これまでも小学校就学前の児童はマスクの着用を一律に求めないというふうになっておりますので、これまで同様の対応を考えております。

それから、入学式に関わりましてですが、4月1日以降、学校の教育活動におけるマスクの着用については、先日出ました岐阜県からは様々な事情によりマスクの着用を希望する児童・生徒、希望しない児童・生徒の双方に配慮するといった方向が示されております。今後、岐阜県教育委員会から具体的な内容が通知されると思いますので、それを踏まえて教育委員会として対応していくことになっております。以上でございます。

[1番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） そうですね、県からの指示によりまた変わっていくと、そういったことでございますね。

本当に子供たちも、私も小さい孫がいますけれども、やはりマスクをしているとなかなか行動としてやっぱりえらくなっちゃいますので、そこら辺はやはり今後、今こういった2類から5類にもなりますし、着用については本当に希望する、希望しない、そういったところで行けば一番いいんじゃないかなと思いますし、今後もそういうふうになればなどは思って、本当にコロナウイルスがなくなっていくのが一番いいんですけどね。ありがとうございます。

じゃあ次は、今日マスクの着用の緩和について厚生労働省のほうから通知、また県の対応から瑞穂市の対応等、いろいろと周知していかないかんのですけれども、そういった周知の方法ですね。あと、緩和についていろいろと、広報はいつ行うかというか、どのようにして行うのかお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 新型コロナウイルス感染症に関しましては、第7波や第8波といった幾つもの感染拡大を繰り返して今に至る状況でございますが、ここに来て陽性者数の人数もかなり減少してきております。

そんな中で、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が定める新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が先月2月10日に変更されました。これは、基本的な感染対策の一つであるマスク着用の考え方を見直す内容となっております。これまでは屋内において他の方と2メートル以上の目安で距離が取れない場合や、距離は取れるんですけども、会話を行う場合にはマスク着用を推奨されることになっておりました。しかし、3月13日からはマスクの着用は個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とするということなどが示されました。

このマスク着用の見直しにつきましては、即時新聞やニュースでも報道されましたが、私どもも報道で知ったという経緯がございます。

瑞穂市では、これまでも感染症防止対策に関する事項については、国や県の通知や対策に倣って取り組んできました。3月3日に、岐阜県におけるマスク着用の考え方についてというも

のが岐阜県から発出されまして、基本的な考え方としましては、マスク着用は個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねるということになりました。しかし、着用が効果的な場面におきましては、マスクの着用が推奨されております。例えば医療機関受診時とか、高齢者施設や障害者施設への訪問、またそちらのこれらの施設の従業員の勤務時間中、混雑した電車やバスへの乗車時、重症化リスクの高い方が混雑した場所に行くときなどが示されています。症状がある場合は、当然着用をするというのは言うまでもございません。

また、市民の皆さんが旅行や外食等で各施設や飲食店等の利用をする場合は、その事業者が所属する業種別ガイドラインというものがあります。それにより事業者より方針が示されますので、利用の場面ではこちらを遵守していただくということで、マスク着用を求められる場合もあるということになります。

先ほど教育長さんからの説明にもございましたが、学校では距離の確保ができない場合は各学校の状況に応じて適切に判断をするということになっております。

以上のような状況から、個人の判断だからといってどこでもいつでも着用なしでよいということではないということになるということになります。この岐阜県のマスク着用の考え方に基づきまして、3月7日に瑞穂市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしまして、3月13日からは市有施設でのマスク着用を推奨する項目を削除するということを決め、既に広報、ホームページ等でお知らせしたところでございます。

こういう流れになりますので、大変複雑なんですけれども、TPOを考えていただいて、スマホとマスクは携帯してねという感じで生活していただければいいのかなというふうに思っております。以上でございます。

[1番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） そうですね。推奨していくということに今お話のほうをされていましたが、本当にマスクとスマホは携帯ですよ。していかないかんという、そういったことになっていくと思います。ありがとうございます。

それでは次のほうへ行きますが、今後、コロナウイルスのほう、本当に感染が少なくなってきてはいるんですけども、今後のワクチン接種、どのようになっていくのか。高齢者、基礎疾患の方は特にそうでありますけれども、当市ではどのように対応していくスケジュールになるのか、そこをお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 今後のワクチン接種のスケジュールについてでございますが、新型コロナワクチン接種は、予防接種上の特例臨時接種に位置づけられておりまして、令和5年度も自己負担なく実施されます。

今回の接種は、まずは重症者を減らすことを目的として、高齢者など重症者リスクの高い方を対象として、5月から8月の春夏に前倒しで実施をいたしまして、9月から12月の秋冬には接種可能な全ての年齢を対象に1回実施をすることとなっております。この5月から8月の春夏接種の具体的な対象者といたしましては、65歳以上の高齢者、基礎疾患がある5歳から64歳の方、医療機関、高齢者、障害者施設などの従事者となっております。

使用するワクチンにつきましては、現在使用されておりますオミクロン株対応ワクチンを使用することになります。接種方法といたしましては、個別接種と集団接種を考えておりますが、集団接種につきましては、もとす医師会と実施回数などを協議させていただきたいと思っております。

対象者への接種券の発送時期などにつきましては、4月以降を予定しておりますが、国の通知を踏まえ、今後接種がスムーズに行えるよう、もとす医師会と調整の上、進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 5月から8月は65歳以上と基礎疾患をお持ちの方、これは当初始めた頃のそういった条件と同じと、大体そうですね。そういった感じで行われるというところがございますけれども、本当に皆さんが接種されるように周知のほうをしっかりといただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次のほうへ参りますが、PCR検査、また感染した場合の医療費の負担、こちらのほうについてどのようにお考えなのか、お願いいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 国の基本方針によりまして、令和5年の5月8日より新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられます。これに伴いまして、国は現在、医療費の負担を含めまして、医療体制見直し案を検討しているところでございます。

様々な情報がニュースの報道などがございますが、国からの正式な通知がまだ出ておりませんので、この場で詳細をお伝えすることができませんので、御理解いただきますようお願いいたします。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） また国のほうからの指示がございましたら、速やかに市のほうにもしっかりと周知して連絡のほうをしていただくようお願いいたします。

それでは、最後の質問になります。

第8波の感染が落ち着いてきておるわけでございますが、反面、マスク着用の緩和や行動制

限もなくなり、特に基礎疾患をお持ちの方、こういった方が多分どこへ行くにもマスクを着けていられない方があると、大変不安に思われると思います。そういったところで、高齢者とか基礎疾患をお持ちの方、そういった方への対応についてお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 第8波の感染につきましては、直近の感染者数は減少傾向にあります。今後も基本的な感染防止対策の継続は重要であると考えております。

まず、マスク着用については、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスク着用は個人の判断に委ねることを基本とすることが厚生労働省より示されましたが、感染防止対策としてマスク着用が効果的である場面として、医療機関受診時など一定の場合にマスクの効果的な着用が勧められております。高齢者や基礎疾患がある方は、御自身を感染から守るためにもマスク着用が効果的とも示されております。マスク着用に関し、適切な広報に努めてまいりたいというふうに思います。

また、今まで実施してきました感染防止対策であります手指衛生、手洗いなどでございますが、密回避、小まめな体調管理の継続も必要であると言われております。適度な運動をすること、バランスのよい食事を規則正しく取るなど、基本的な生活習慣による免疫力のアップも大切であります。当たり前聞こえるこれらのことを、不安を感じてみえる方も多く見えると思いますので、幅広く市民の方にお伝えをしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） ありがとうございます。

本当に感染が広がらないことを一番願うことでございますし、基礎疾患の方、また高齢者の方が本当に重症にならないように、なるのはやはり各自そういった方の防衛ですよね、マスクをして生活をしていただくというところしかないというところですよ。

本当に、今後も感染が本当に収まらないようによろしく願いいたしますということと、最後に山本部長、この3月議会、3月ですね、御退任なられるということで、本当に38年間ですか、大変お世話になりました。ありがとうございます。また、西村監査事務局長さん、どうもすみません。御退任このたび本当におめでとうございます。私は、西村局長さんとはなかなかお話をする機会は少なかったわけでございますけれども、登庁させていただいたときにはいつも笑顔で挨拶をいただいた、それが一番のいいことだなあと感じておりました。本当に長い間ありがとうございました。

じゃあこれもちまして、私の質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（若井千尋君） 1番 広瀬守克君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時20分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 森清一君の発言を許します。

森清一君。

○7番（森 清一君） 議員番号7番、創緑会、森清一です。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

さて、私の質問は1つ目に校区活動委員会組織に関わる市の体制について。2つ目、企画部での取組への思いについてであります。

以下につきましては、質問席にて質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは質問させていただきます。

最初の質問、校区活動委員会組織に関わる市の体制についてですが、私は令和4年度の6月の定例会の一般質問において、校区活動についてということで質問させていただきました。その中で、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現を目指すには、校区活動の一元的な組織づくりの下に、市役所の窓口も一元化することが必要であり、組織再編についても検討を要するのではないかとの質問をさせていただきました。

それに対しまして、相浦副市長より校区の活動組織について、補助制度の統合も含めて、組織の在り方について、まちづくり基本条例推進会議や政策調整会議などの協議の場を設け検討を進めていく予定との答弁をいただきました。

その後、行政において様々検討され、令和5年度より校区活動委員会組織に関わる市の体制について見直しがなされるということになるわけですが、その経緯となぜこの時期になったのか、その点についてお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 昨年の6月議会において校区活動についての御質問をいただき、副市長より地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現のためには、地域住民自らが推進していく校区活動は地域づくりに欠かせないとの認識を改めて確認し、地域の実情に即した地域にとって必要な校区づくりを行政と地域が協力して進めていくことが重要であると考えているとお答えしたところでございます。

市としましては、その後7月6日に副市長招集の下、まちづくり基本条例推進会議、通称さずな会議と言っておりますが、これを開催し、自治会を中心とした校区活動の担当課である市民協働安全課を中心にコロナ禍における市内の校区組織の実情を調査し、補助制度の統合や組

織の在り方についての検討を行う旨の指示が出されました。

その後、市民協働安全課では、各校区組織の会議や事業を訪問させていただきながら、組織の状況などの調査を進めさせていただきました。毎年行われていた地域行事や話し合い等により構築されていた顔の見える関係や、地域コミュニティーがコロナ禍における約3年間の月日により我々が想像していた以上に破壊されている現状を知るとともに、何もやらなくてもいいのではないかというような雰囲気は知らず知らずのうちに地域に蔓延しているのを感じました。

しかしながら、今年度は、引き続きコロナ禍の中にありながら、従来の事業を見直され、どうしたら行事を行うことができるのかを念頭にコロナ禍前の行事内容や手法にとらわれず、開催時期、場所等をコロナ対策を考慮しながら工夫を凝らして実施される動きが出てきました。

例えば、従来の運動会の代わりに、参加者が密着する場面が少ないウォーキングに変更され実施したり、会場での飲食は禁止し持ち帰りにしたり、夏に実施していた行事を熱中症の心配が少ない秋に開催するなど、従来の概念にとらわれない工夫により市内各所でイベントが実施されました。多くの参加者が久々のイベントを楽しみ、そして喜ぶ姿が多く見られたことから、いかに市民の皆さんが顔を合わせるイベントを待ち望んでいたということがよく分かりました。

また、校区組織への市の関わり方としましても、補助金などを交付すること自体が目的となってしまう、自主運営化を促すことがよいことであるとの思いもあり、知らず知らずのうちに校区組織への支援はもとより、関わりそのものが希薄になってきていたのではないかと反省をしております。

昨年の9月議会には、瑞穂市まちづくり基本条例の改正に基づいて御審議いただいたところではありますが、条例を改正するきっかけとなりましたまちづくり基本条例推進委員会から市へ提出されました令和4年7月19日付の瑞穂市まちづくり基本条例に関する取組等について（答申）におきましては、今後のまちづくりの推進体制として地域の体制と行政の体制についての今後の方向性が示されたところでございます。

市では、この答申を受けまして、まちづくり基本条例の目的であります市民が主体の市民参画による協働のまちづくりの推進のために、行政の窓口は地域人材の集約、交流を図りやすくするため、市民にとってできるだけ分かりやすいことが重要であるとの考えを基に、地域では役員交代が行われることや事業を見直しする機運の高まりもあり、年度途中ではなく、年度当初からとなる令和5年4月より市の体制を見直すこととさせていただいたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。

その経緯につきましては、今御説明があったようなことで理解いたしました。

瑞穂市では、従前から教育委員会の生涯学習課が担当して、生涯にわたる学びを育む社会教育の推進という基本方針に基づき、社会見学などの学習活動、運動会やウォーキングなどのスポーツ、地域清掃などのボランティア活動、夏祭りなどのふれあい活動など、社会教育推進員が主体となって校区組織として様々な社会教育活動が行われています。

また、校区自治会連合会が組織立てされ、地域福祉高齢課・社会福祉協議会が担当する福祉部会、そして自治会を中心とした校区活動を担う市民協働安全課を窓口とする防災部会が追加され、それぞれの担当部署を窓口として校区活動が進められてきております。

しかし、令和2年に入り、コロナ感染症拡大の影響でここ3年にわたり校区活動の自粛で事業の縮小や中止を余儀なくされ、その間に多くの自治会をはじめ様々な活動組織では、役員が代わったり、以前に行っていた事業経験者が減少することで、事業の再開に不安を抱いておられる校区もあるかと思えます。コロナ禍でも地道に活動を継続された校区もあるとは思いますが、アフターコロナの中、今後校区活動を本格的に再開していくためには、地域の実情に即した公的支援の下、行政と地域が協力して地域づくりをしていくことが大事であると考えます。

また、公的支援の部分においては、行政が縦割りであるがゆえに担当部署間での連携が不十分となり、校区活動組織が効率的に運営されていないようにも感じます。

そこで、行政サイドとして、校区活動組織の現状をどのように把握されているのかお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 市が把握している校区組織の現状でございますが、どの組織におきましても、そのキーマンという方がお見えになりまして、その方々を中心に各種活動が進められていることが分かっております。行政の縦割りの影響によることもございますが、校区の状態を把握せず、一方的で画一的な依頼、そういうものを各分野の担当部署からすることが多く、そういうのを感じております。様々な委員等の役割が一部の方に集中しているという現状もあったということは、私どもも理解しております。

また、委員御指摘のとおり、コロナ禍で活動を中止していた影響で、校区組織を担う自治会長さんや社会教育推進員さんなどの人材が活動できないまま、毎年のように交代されてしまうということがありました。コロナ禍前の活動を知っている、言わば地域の経験者が急激に減少してしまい、どのように再開してよいのかも分からない状態であることも承知しております。

教育委員会の生涯学習課を中心に、校区活動支援をサポートしてきた長い歴史がございます。その結果、校区活動は自主的な活動となりました。しかし、反面、校区の状況を把握することが市役所として難しくなったことは否めません。職員の中に校区組織の支援に関わった経験を持つ職員が減少していることから、校区組織を支援するためのノウハウを継承することが難しくなったと言えます。このような状況を改善するため、市の体制整備が必要になってきたと言

えます。以上、答弁とさせていただきます。

[7 番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7 番（森 清一君） ありがとうございます。

校区活動組織は、地域によって事情も違います。また、活動内容によっても窓口担当部署が違います。そのような状況の中で、市の体制をどのように変えていくのか、その点についてお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 校区組織に関する市の体制につきましては、これまではある意味縦割りの体制となっておりますが、令和5年度より市役所における総合窓口部署はまちづくり基本条例の所管部署である市民協働安全課が行い、社会教育や福祉などの専門性のある部分につきましては、市民協働安全課と共に関係部署や社会福祉協議会等が関わることであります。

なお、その際には生涯学習課から校区組織へ支給されている生涯学習地域振興組織補助金は、地域振興組織補助金と名称を変更し、補助金の交付手続や問合せ先も総合窓口である市民協働安全課に変更する予定でございます。

校区組織の市民協働安全課職員の関わりにつきましては、現段階では各校区の担当制を考えておるところです。現在、市民協働安全課には、危機管理室と市民協働係の2つの係がございますが、各小学校区または中学校区に係の枠を越えて職員を担当者として割り振りをします。各校区組織の現状を総合的に把握し、相互の情報共有を行うなど全体的なバランス調整、そして関係部署への情報提供や連携を市民協働係が中心となって進めていく予定をしております。

なお、福祉や社会教育など専門分野での協議や検討が必要となることも十分想定されます。市民協働安全課だけで担うことは到底困難でありますので、引き続きその分野を担当する関係各課とは横断的な連携を十分に図り、共に校区組織に関わりながら地域を支援していきたいと考えております。

校区活動の現状把握ができる、市役所のほうは校区の現状把握ができるということがメリットになりますし、また市の施策や連絡が校区を通して市民の方々にも末端まで下ろすことができるということにもなります。そういう点でメリットが出てくるのではないかなと思っております。

校区活動状況を職員が継続して把握していくことにより、校区の方への支援が的確かつタイムリーになります。市民協働安全課から関係する課に連絡を取り対応を取っていきますので、市民協働安全課での窓口一本化というメリットが役員の方々にも出てくるのではないかなというふうに見ております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。

今状況を聞かせていただいたんですけれども、この市の体制を変えることで、この校区活動組織が効率的に運営できるようになるのか、また関係各課との情報の共有がスムーズになるのか、また校区活動現場への対応はどうなるのか、そして担当窓口の業務負担増による職員の増加などが生じないのか、この点についてお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 校区組織に対する窓口を一本化することにより各校区組織の現状を把握しやすくなります。市全体での校区組織の推進も図りやすくなるということでございます。

議員御心配の関係各課での情報共有などにつきましては、小学校区ごとで行われている自治会長連絡会の窓口は市民協働安全課でございますので、そこで把握できた校区活動情報は関係する部署へ情報提供を行っていきます。これは現在も行っていることでございますし、校区組織の会議等の状況についても出席していきますので、同様にスムーズに連携を図ることは可能であると見ています。

また、現場での対応ということもございましたが、校区の活動で各部会というのがございます。そちらのほうの会議にも出させてもらいますので、早め早めに校区の動きというのは捉えることができますから、従来よりも現場対応も早く手を打つということができるといふふうに見ております。以上でございます。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 校区活動組織における担当窓口の業務負担増による職員の増加が生じないかについてですが、現在の校区活動の担当は社会教育の分野、防災の分野、福祉の分野において、それぞれの担当課が窓口となって事業を展開しております。それが来年度から市民協働安全課が総合窓口となり対応することとなります。当然に総合窓口となる課の業務負担が増加するので、職員数について検討する必要があると考えております。

しかしながら、限られた職員数の中でございます。今回の体制の変更によりどれだけの業務量が変わるのかをしっかりと見極めた上で、適正な職員数の配置の検討を考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） とにかく校区活動を行っている現状、本当に今いろんな組織、校区の中でもいろんな組織で、同じような人がいろんな体制の中でやっている。そういうことをよく見ていただいて、一本化して無駄がないように、校区のほうの活動もできるように市のほうとし

でも関与していただきたいなと思いますし、また、担当窓口の件ですね、どうしても一本化すれば対応数が多くなってくる。そこら辺のところをまた状況を十分見極めて、必要であれば早めの対策、そういうのをお願いしたいと思います。

じゃあ、次に行きます。

校区自治会連合会の組織の中で生涯学習課から委嘱された社会教育推進員が主体となって、社会教育活動が行われていますが、昨今、生涯学習課担当者の地区活動組織への関わり方がさらに少なくなっている状況があります。今後、新しい体制になった中で、市民協働安全課が窓口になるとはいえ、やはり生涯学習課としても、担当の職務としてどのように関わっていかれるのか、その点についてお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 議員の御質問にお答えします。

社会教育推進員は、瑞穂市社会教育推進員設置規則に基づき、社会教育の振興及び地域における実践活動を推進するために自治会長から推薦のあった方を教育委員会が委嘱しています。毎年4月に社会教育推進員の会を開催し、社会教育推進員の職務について説明しておりますが、多くの方が1年で交代されることもあり、職務を十分に理解いただけないまま校区活動委員会の事業に役員として参加している推進員が多いこれまでの現状を踏まえ、まずは社会教育推進員の職務を4点に整理しました。

1つは、自治会の社会教育事業の企画推進。2つ目として、市民の健康及び体力の推進を図るための活動の奨励。3つ目として、教育委員会が行う学級、講座、その他文化的社会教育事業等の奨励。4つ目として、青少年の健全育成と非行の防止。これらの活動が社会教育の振興及び地域における実践活動を推進するために生涯学習課にとっては大切な事業であり、この4月の社会教育推進員の会で具体的な職務内容を理解していただき、より充実した活動となるように進めていきたいと考えております。

4月より、校区活動委員会の総合窓口は市民協働安全課になりますが、校区活動を通じて瑞穂市教育大綱を掲げる「市民一人『一文化、一スポーツ、一奉仕』を実践し、心身ともに健やかで幸せな地域社会づくり」を目指し、生涯学習課として支援、助言してまいります。以上で答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 今答弁いただきましたように、社会教育推進員、確かに交代が早く、特にこのコロナの3年間、校区の活動が停滞していた。そういう中で本当に変わっていつまっている。私も相談を受けるんですけども、前実施した、例えば牛牧であれば夏祭りですね。あれは、私が最後でもうそれ以降やっていないという、そういう状況で、今度来年度から

は復活するという話もございますが、そういう中で経験者が本当にいなくなっているということで、手伝ってくださいとかそういう言葉も受けますし、やっぱり過去の経験者、そういう人を頼るんですね。復活していくという、そんなようなことも聞いております。ぜひ生涯学習の担当の方も前に関わっておられた方、そういう方からもやはりどういうことをやっていたか、お話を聞いてぜひフォローをしていただければ幸いかなと思います。

生涯学習課でも、職員の異動等で校区活動において十分把握している方が少なくなっており、十分な対応ができていないように受け取りました。しかし、社会教育推進員が行う社会教育活動への関わりというのは生涯学習課の重要な役割でありますので、新しい体制になっても実務面においても、やはりしっかりと関わって取り組んでいただくように、お願いいたします。

ちなみにですけれども、関わりが薄くなったと感じている一例として、牛牧の友愛会なんですけれども、ボランティア部会というのがありまして、五六川親水公園の清掃活動を年に2回実施しております。この清掃活動について、実施状況をまとめて県に申請すれば補助金がいただけることになっておりますけれども、以前は生涯学習課の校区の担当者の方が現場のほうに見えて写真を撮ったり、参加者のチェックをしたり、そういうことでその実績を申請書にまとめて作成して県のほうに提出されておりました。

しかしながら、最近今年になりますかね、聞いたところによりますと、今年度は社会教育推進員が資料を作成して県に提出したということです。そのときに、県のほうの担当者から活動組織の方から提出されるのは珍しいですねというような発言があったという、そんなことを聞きました。県から市に補助金をいただくための申請であるのであれば、やはり生涯学習課の担当者が申請書を作成して直接提出するのが本来の姿ではないのかなと思いますが、もう少し現場に関わりを持ってフォローをしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、福祉分野についてですが、地域包括ケアシステム構築、地域共生社会を実現するためには校区活動は欠かせません。新たな体制になった中で、地区社協を含めた高齢福祉を担う地域福祉高齢課や社会福祉協議会の関わり方はどのようになるのか、お聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） まず、森議員がおっしゃるとおり、地域共生社会の実現には校区活動を行う活動委員会組織が非常に重要な役割を持っており、欠かせない存在であると認識はしております。

地域共生社会は、支え手、受け手が固定するのではなく、みんなが役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会でございます。地域共生社会の実現には、地域の特色や課題を一番理解してみえる実際に住まわれている住民の方の参画が必要でございます。その地域に住む多様な主体が参画をし、人と人、人と資源が結びつき、世代や分野を超えてつながることができる組織体が必要でございます。現在4つの小学校ごとに組織されております校区活動

委員会組織がまさにその組織体になり得る、適した組織であると思っております。

さて、新たな体制になった中での高齢福祉を担う部署の関わり方はどうなるかという御質問でございますが、基本的には今までの関わり方と変わりはないと思っております。現在は、校区組織内で組織されております福祉部会などにおいて、地域支え合いのいろいろな話合いが行われております。今後も福祉部会などを中心に福祉に関する方針が決定されていくものだと思います。

しかし、今までは福祉、生涯学習、防災など横の連携がうまく取れていなかったと感じております。新たな体制になった後は、主な担当課を中心に横の連携がスムーズに行えるようにしていきたいと思っております。現在、活動委員会組織にて実施されている既存の各種行事にいかに関の要素を取り入れていけるかを考えていければと思っております。

なお、組織体についてでございますが、既に存在している地区社会福祉協議会も含めた組織体を積極的に有効に活用していければと考えております。しかしながら、実際に活動されてみえる地域の方から、いろいろな活動の組織があり、何がどう違うのか、複雑で分かりづらいという意見も聞かれます。組織体についても、横の連携を取りながら地域の方々と協議を重ね、分かりやすい組織体を目指していければと思っております。

今後は、今まで以上に行政の各担当部署、社会福祉協議会との横の連携を密にして、活動委員会の委員の方や地域の方々の協力、理解を得ながら協議を重ね、地域共生社会の実現に向けて協働で進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 福祉の分野としまして、やはり今ある地区社協というのは、牛牧では発足しておりますし、もう活動も実際行っております。そういうところでの単独の活動ではなくて、やはりこれから校区でやるいろんなふれあい活動とか、そういうものに今度福祉の部門としてどう現場で関わっていくかということ、今後また行政のほうもいろいろとアドバイスいただきながら、地域で横の連携が取れるように、そのようになっていけばいいかなと思っております。ぜひ横の連携がつながるように指導をしていただきたいと思います。

次に、令和5年度から市の体制が変更になることにより、校区活動委員会組織の再編成や規約の改正など、何か変更しなければならないことがあるのか、その点、お聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 令和5年度に行います補助金を含めました市の体制の変更につきましては、市や社会福祉協議会の校区組織への関わり方や支援の仕方を見直すものになりますので、校区組織にできる限り負担がかからないようにとは考えております。基本的には校区組織の再編成や規約の改正が必要になるという想定はしておりません。

しかしながら、時代が経過する中、発足当時とは地域内の状況や取り巻く環境が異なっており、活動の中心であった社会教育活動に加え、防災や福祉等の必要性が年々高まってきている状況が皆さんも御存じのところでございます。

令和5年度からの市の体制を見直すことを契機に、校区における活動の現状とその課題を改めて把握し検証させていただき、アフターコロナ後の新しい校区活動を見据えた組織の在り方や、地域にとって有益な人材をより有効に活用できる仕組みづくりなどを進める上で、場合によっては規約の改正等も検討していく必要があるかもしれません。必要に応じた助言や支援をさせていただきたいと考えておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） その地域地域によって、校区によっていろんな組織づくりがあると思いますので、そこに合わせて今の体制をつくっていけばいいのかなというふうに思います。

次の現在の地域活動としては、自治会交付金による単位自治会活動、また教育委員会からの市補助金による校区社会教育活動、地域福祉高齢課から市委託金による第2層協議体の活動、市社協助成金と県社協助成金による地区社協活動があります。これもなかなか縦割りの中で、それぞれ別会計でやっているのが現状であります。

校区活動組織を効率的に運用するためには、やはりこの各種補助金の在り方についても今後検討していく必要があると考えますが、一応生涯学習から出ているものはこの市民協働安全課のほうでという答弁がございましたけれども、全体的にこのような補助金についてどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 議員御指摘のとおり、自治会や校区組織を対象にした地域活動を支援するための補助金などを、事業の目的に応じてそれぞれ関係する部署、または団体よりお支払いをしております。

これらの補助制度につきましては、制度がつくられた経緯からそれぞれ関係部署などで運用を行っているところであります。しかし、申請手続が制度別で、その申請時期も異なるなどにより、申請者の多くが自治会長さんがやられてみえますが、改善を要望する声が出ておりました。

そのため、以前からきずな会議でのワーキングチームでその在り方についても検討していましたが、その第1段階としては自治会対象にコミュニティーを対象として運用されておりました自治会活動振興交付金と、自主防災組織が実施する防災訓練に対する自主防災組織活動補助金、そして敬老事業助成金を令和3年度から一本化しております。

これは申請窓口を市民協働安全課に、そして申請書類などを一本化することとともに、各補

助金の境界を取り除くところにあり、より自治会が活用しやすいように変更を行ったところがございます。

その一方で、校区組織に対する補助等の制度に関しましては、これまで生涯学習課からの補助金として支払われております生涯学習地域振興組織補助金と地域福祉高齢課が委託料としてお支払いする生活支援体制整備事業業務委託料、そして校区に地区社会福祉協議会ができた際に市や県の社会福祉協議会から支払われる助成金、補助金などがございます。

これらの費用につきましては、その支払い根拠や支払い方法などが異なることから、効率化などが図れるのかどうか、今後研究してまいりたいと考えております。

なお、校区組織には社会教育分野や防災分野、そして福祉分野など幾つかの目的別の部会などがつくられ活動されておみえになります。補助金等の支出範囲が制限されていることなどにより、補助金の一部が活用し切れていない現状も把握しているところがございます。これまでも補助金などの財源を活用してどんな活動を行うべきか、それを企画されて実施されてみえたことは言うまでもございません。1つの校区行事で各部会にひもづく補助金を活用しながら事業を開催することにより、大きなイベントとなり、校区内の参加者の増員が図れるという相乗効果も狙う工夫もできると言えます。いろいろと校区のほうでは、これは福祉の事業だから福祉の事業単体だけをやっていけばいいとか、防災の事業の補助金だから防災の事業をつかってそれだけをやればいいという形でぶつぶつだったんですね。そういうのが1つの校区の活動の中で一緒に入れてしまったほうが、お互いに校区の人たちはたくさん寄ってきて相乗効果ができるという意味合いでございます。

そういう形で校区事業ですね、福祉部会の企画する事業に防災関連事業もコラボして開催することにより、従来の福祉事業単体での開催よりも参加者を多く見込める等、何よりも地域住民にとってより効果的で有効な、有益な活動につながると考えております。校区活動組織の方々や関係者と一緒に検討を進めてまいりたいと考えているところです。こういうところが校区内の事業の合理的な運営というところに結びつくのではないかと思います。以上答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 校区の各種補助金も、やはり地域としては使い勝手のいいようにしていただくと、本当にもっと活動も横のつながりができると思いますし、運営も楽になると思いますので、ぜひ検討をお願いいたします。

まとめとしまして、校区活動委員会組織に関わる市の体制が変わることで、校区内にある多種多様な組織が一元化することができて、またそれぞれに機能を持つことで組織の合理的な運営が可能になり、市の施策や連絡事項が地域に伝えやすくなる、それとともに、市としては市

民協働安全課が窓口となって横の連携を取りながら各活動に参画することにより、現状の把握がもっと十分にできるようになるというような理解をさせていただきます。

これで1つ目の質問を終わらせていただきます。

じゃあ、次に2つ目の質問で、企画部での取組についての思いということで、山本企画部長として、コロナ禍の3年でありましたが、市制20周年記念、あるいはふるさと納税、地域の防災、交通安全と様々な事業、業務に取り組みまれてこられたと思います。それらの業務において、どのような思いを持っておられるのか、また今後後進にどうそれを託していくのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 2020年2月から日本国内での新型コロナウイルス感染症の感染患者が発生しまして3年が経過します。5月8日には2類の感染症から外しまして、定義がですね5類感染症へと位置づけられることとなります。ようやく終息への道筋が出てきたところでございます。

3月3日には、岐阜県は感染状況の判断をレベル1の感染小康期と見直ししました。また、累計が移行されることに伴い、岐阜県は移行計画を検討されているところでございます。

瑞穂市コロナ感染症対策本部会議も第59回目を数えまして、感染状況の市民への報告、感染防止法の周知、そしてから市内事業者への感染防止策の徹底依頼、市役所の事業継続のための庁内連携等を進めてまいりました。感染症対策としまして、時機を逸せず事業を企画し、またレスポンスよく実行していくことに努めてきました。また、職員から多くの提案をいただきまして、偏った施策のないよう可能な限り公平に、またきめ細やかな事業を起こしてきました。重なる事業もありますが、令和2年度は48事業、令和3年度は38事業、令和4年度は34事業と他自治体にはないほどの事業本数でございます。

この3年間、コロナが与えた影響は大変大きなものであり、市民生活において人と人とのつながりを阻害していたことは言うまでもございません。自治会活動が停止し、校区活動も停止、消防団の活動においても大変苦慮いたしました。

そんなコロナ禍でも、ある自治会では新たな事業を立ち上げ、それから今までの事業を見直し、手法を改善されたり等、自治会の皆さんの結束と市への結集によりたくましい姿を見せていただいたところもありました。特に担当業務である防災におきましては、消防団活動の従来の手法にとらわれず、本部会議にて新しい消防団の在り方を検討していただき、コロナ禍ではございましたが、全国大会へ出場されるという輝かしい成果を収められ、この先行きの見えない心細さを感じている瑞穂市民にとって、安全安心と前に進む勇気を与えてくれました。本当に感謝しているところでございます。

地域のきずなが心配されているところでございますが、いやいや、瑞穂の地域力はたくまし

く十分あるなあというふうに感じたところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症が捉えようのない未知のものであった頃、1人10万円を支給する特別定額給付金事業が国から示されました。事業推進において企画部総合政策課が担当となりましたが、協力してくれる職員が多く、多く名のり出て協力してくれました。総合政策課職員はもとより、本当にこのときほど部課を越えて職員の結束力を感じたことはないという記憶にございます。本当に助けられたということが、今でも鮮明に記憶に残っております。

このように時代の変革の速度は大変早く、また想定外のことが起こる時代となってきました。ソ連のウクライナ侵攻や長期化により日本経済にも大きく影響を与え、物価高騰や電気料の値上がり等、生活状況にも大きな影響を与えているところでございます。まさに激動の時代であります。このような荒波の時代で育っている若い職員は、この時流に合った感性で育ってきていると実感しましたし、現在苦勞して出した知恵が将来の瑞穂市を大きく花開かせてくれると信じているところでございます。

今、市役所となって1年目、2年目の若手職員を対象に、まちづくり基本条例の理解と条例に根差した市民との協働事業をなし得ることができる職員育成研修として、コミュニティー経営プロジェクトを実施しております。市民の皆さんの意見をよく聞き、理解し、尊重し、向かい合う立ち位置ではなく、横に並んで寄り添いながら進んでいく。また、瑞穂市の行政の考え方もしっかりと丁寧に説明できるという、合意形成ができる力を持った職員の育成が重要と感じております。

大きな時代の潮流から見ると、地域の方々と接する機会が少なくなった最近の若者でございますが、そういう中で育ってきた若者が就職してくれる時代となってきました。このような人材育成研修は大変重要なことだと感じております。

令和5年度、瑞穂市は市制20周年を迎えます。二十歳になったわけですが、これから未来へ大きく花開くよう、20周年記念式典では市民の皆さんと思いを共有できる式典となるように進めています。「誰もが未来を描けるまちみずほ」が総合計画のキャッチフレーズになっております。夢を語る事ができる、それを市民の皆さんに伝え、またそれを実行していく、このような仕事に就くことができ本当に幸せでございました。

瑞穂市職員全員が夢を語り、夢を具現化できることに大いに期待しております。後に続く職員の皆さんにエールを送り、また私を育てていただきました市民の皆さんや議会の皆さんにも感謝申し上げます。

以上、担当業務を振り返り、所感を述べさせていただきましたが、本当にお世話になりました。ありがとうございました。以上、答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。

企画部長として、本当にコロナの3年間大変だったと思います。そういう中で、よく私覚えているのは、コロナ対策の中で、先ほどちょっとお話がありましたけれども、市の職員が本当に部署関係なく一つになって対応されたという、そういうことが山本部長の口から聞かされたとき、横の連携、つながり、やっぱり大事だなと。やっぱりそういうことで達成されることは非常に込み上げるものがあるというか、やっぱり人間思い出にも残るもんだと思います。本当に3年間のコロナ対応、御苦労さんでした。

また、20周年記念の企画もいろいろとされておる中で、今年いっぱいまで部長を辞められるという、そういうことで非常に心残りがあるのかなと思いますけれども、ぜひいろいろ参加していただく、また何かの形で関わってこられるとは思いますが、ぜひ後進はしっかりやってくれるものと思っております。先ほどあった1・2年生の研修等で、横に並んで取り組んでいく、そういうようなこと、そういうことを植え付けていく、地域との関わり合いを持っていく、それが本当に市の全体を盛り上げていく、地域づくりをつくっていく推進力になっていくと思いますので、ぜひそういうことを本当に後進に引き継ぐ役目として、本当に長い間御苦労さまでした。本当にお礼を申し上げます。

今回、今年度で御退任、御退職になる西村監査委員事務局長、ぜひこういう場で発言する機会がなかなかないとは思いますが、ぜひ一言挨拶をお願いしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 西村監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（西村陽子君） 監査委員事務局長でございます。初めて答弁させていただきます。

この3年間、監査委員事務局職員として監査委員の職務を補助すべく、監査委員が積極的に監査ができるようにと、また改善につながるような監査ができるようにと努めてまいりました。この間、代表監査委員はじめ議選の監査委員、同僚に助けていただき進めることができました。また関わることでできましたこと、本当に感謝しております。

議員の皆様にはなかなかお話しする機会もございませんでしたが、いろいろとお世話になりました。どうもありがとうございました。

〔7番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○7番（森 清一君） どうもありがとうございました。

本当に山本部長、また西村監査委員事務局長、本当に御苦労さまでございました。今後のまた御活躍を祈念いたしまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） これで、7番 森清一君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時20分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番 庄田昭人君の発言を許します。

庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 議席番号13番 庄田昭人。

議長のお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。

今、ロシアによるウクライナ侵略が、この瑞穂市にも大きな影響を受けていると考える。遠くで起きた戦争なんて簡単なことでなく、世界の平和・安心が脅かされているのではないのでしょうか。この現代社会において、再び戦争が始まるなんてことがあってはならないと考えていたが、現実にはウクライナ市民の命が攻撃により奪われている。この日本にも大陸間弾道ミサイルや短距離弾道ミサイルが発射され、日本上空を横断したり日本海に落下している。

総務委員会にて、新潟に、新庁舎と穂積駅拠点課構想について、防災について研修をさせていただきました。そこで、柏崎の新庁舎において、防災などどのように備えるかを考えさせられました。議場は避難会場になり、机の下にはヘルメットがあり、近隣には原発があることにより、庁舎のカーテンは非常時には鉛入りのカーテンが危機管理のため保管しているとのことでした。

北朝鮮などからのミサイル攻撃、自然災害などにも考え準備をしている。一朝有事に備える危機管理、そこには瑞穂市に住む私の感覚とは違う、柏崎にてミサイル攻撃を想定していることに驚きであった。戦争なんてないと思込んでいる平和ぼけしている私なのかもしれません。瑞穂市民の安全・安心に細心の危機管理が必要であるとさらに考えました。

また、コロナ禍でこの3年間、様々な市民同士の絆が細くなってしまったのではないかと心配です。それは、まず自治会活動であります。役員の引受手がなく何日も集まることになった、くじ引で決めた、総会は今年も書面表決にしたなど、いいこと悪いことの判断でなく、人と人との社会活動、地域の一員として必要なことが希薄に感じてしまいます。情報番組では、PTAの在り方についてとか、子ども会活動では交流していくことが無駄とか面倒くさいなど、また近所付き合いも少なくなり、一番身近な組の活動すらなくなっている。

先日、議会で行われた第15回意見交換会が開催され、合併20周年を迎える瑞穂市の未来について、ワークショップ方式で開催されました。私のグループでは、瑞穂市のよい点は、年齢を超えたコミュニケーションのまち、見守りが充実している、水害対策がよいまち、公園広場で幼児も老人の方も交われることなどがありました。インフラ整備に関しては、水害防止、道路整備、用水路修繕という都市管理であり、交通インフラ整備については、みずほバスの本数増の意見、要望では、交通手段と中山道にトイレが欲しい、公共下水道の推進などでありました

が、子育てと高齢者が集える場所や瑞穂市の魅力があれば、瑞穂市を離れた息子たちが戻って暮らしてくれるまちとの言葉でした。結論は、子供たちや高齢者が安全・安心できるために公民館など、絆づくりが必要であるとの意見でありました。

森市長には最後に答えていただきたいと思いますが、行政のトップリーダーとして、人と人の絆づくりには何が必要なのか、行政として何ができるのか。漠然とした質問ですが、SNSも大切ですが、人として愛ある瑞穂づくりとは。質問の最後に伺いたいと思います。

本日の質問は、植栽管理業務について、コロナ禍・ウクライナ情勢・円高による影響について、意見交換会より市民の思いについてであります。

これよりは、質問席より質問をさせていただきます。

それでは、植栽管理業務から質問をさせていただきます。

昨年12月議会の補正予算に4,870万4,000円の増額予算が計上され、当初予算額の945万8,000円に対して著しく金額が増額されたことについて、文教厚生委員会より議長を通じて総務委員会に意見がつけられました。

まずは、文教厚生委員会にて答弁されたことを確認させていただきます。

※

公共社団法人瑞穂市シルバー人材センターに発注する予定であったが、センターより委託業務ができないということで、時間的な余裕がない中、急遽1者の業者から見積りを取って予算計上させていただいたとの答弁であるが、センターより委託業務ができないといつ連絡があったのか、お伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 昨年、令和4年9月16日の午後にシルバー人材センター担当者が直接教育総務課に来庁され、口頭で今年度は受注できないと連絡をいただきました。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 今、シルバー人材センターから9月16日午後という答弁でありました。

しかし、この委員会の中の答弁では、急遽1者の業者から見積りを取るようになったということでもあります。9月16日であれば、まだ急遽ではなく、対応ができるようなことではないかなと考えます。なぜ急遽といった言葉と、1業者から見積りを取るようになったのか、お伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） シルバー人材センターからの突然の報告でしたので、12月補正予算の入力期限、10月14日に間に合うように、今年度全ての小・中学校、保育所及び幼稚園の樹木防除業務を委託している業者へ見積りを依頼しました。以上です。

※後刻訂正発言あり

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） そのとき、財務情報課から、2022年9月16日金曜日であります。先ほどの同じ同日であります。3者以上の民間事業者より見積りを徴収の上、積算していただく必要がありますと。これは年度ヒアリング用のためということが頭についておりますが、しかし、12月予算計上するにしても、この16日に発信していることから、1者だけではなく、やはり3者以上の見積りが必要ではないかということが、連絡があったと考えますが、その財務情報課からのことについてはどのように考えるのか、お伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 本来であれば、ルールにのっとって3者以上の見積りは必要だったと思いますけれども、今のこの1者でいただきました見積りも、入力期限ぎりぎりの14日に来たというところであります。ここを選定したのも、今言いましたとおり、樹木防除業務を委託していたということで、現場のこともよく分かっているので、いち早くいただけるということで、ここをお願いしたというところになります。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） それでは、今年やらなくてもよいところが学校現場を見てきたときにあるということ、まずはその答弁の中のどこの学校現場を見てきたのか、お伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 今回、シルバー人材センターから樹木の剪定を行うことができなくなりました小学校3校、穂積、牛牧、生津、それから中学校3校及び幼稚園を11月18日から12月9日にかけて回り、確認してまいりました。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） そのときに、学校長や教頭のほうには相談をされたのか。私の知る限りでは、学校には今年の2月に入ってから、樹木についてという連絡はあったが、昨年度ではそのような言葉がなかったということでありました。少し教育委員会だけで、机上の中で処理を行われたのではないかなあというふうに考えさせていただきましたが、不要不急でどうしても今年度やらなくてもいいのではないかというものは、今後精査して、今年度は発注しないと、そうなった場合は、今4,800万ほどの計上をされていますが、3月補正のときに減額補正となるかなという気はしておりますという答弁でありました。

補正予算計上として減額補正ありきで計上している、その方法が議会への説明でよいのか、お伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） シルバー人材センターに委託できないことになったため、民間事業者から見積りを取り、補正予算に計上させていただきました。ただ、予算入力期限までの時間がなく、見積内容を十分検討できておりませんでしたので、予算査定後に現地を確認しておくよう指示を受け、先ほど答弁させていただいたとおり確認を行い、予算執行する計画でございました。

そして、12月9日の文教厚生委員会協議会において納得いただける説明ができず、意見が総務委員会に送られ、総務委員会からの附帯決議の可決を受け、必要な剪定を委託することになったものであり、執行前の1月6日の議会全員協議会で説明させていただき、この3月の補正予算となったものであり、決して減額補正ありきで計上したものではありませんので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） いろいろな期限があったこと、10月14日付といった日にちがあったことということですが、しかし議会の説明では、どうしても年度内にやらなければならない理由はこの質疑に対して、小学校、中学校、幼稚園での入学式、卒業式、卒園式などに対応していくため、この時期とさせていただいています。このことについては、議会も当然保護者や生徒・児童のためには必要であろう、そこが議会人としても考えるべきなことであった言葉がありました。

各学校の植栽管理は、今回行った植栽管理業務については、それぞれの学校、どのぐらいの範囲で毎年行っているのか、お伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 昨年度までは、毎年シルバー人材センターと学校等樹木剪定業務委託契約を12月から1月初旬に締結し、1月から2月にかけて樹木の剪定を行っております。以上であります。

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） また、さらにこれは総務委員会での質疑になります。総務委員会の中では、樹木台帳はあるかとの質疑に対して、樹木台帳はないが、各学校どのような木が何本あるかを示し、見積りを取っていると答えているが、調査をすると、樹木台帳何本、木は何本、高木何本、それぞれの位置・場所全てそろっているものが行政の中にはありました。しかし、樹木台帳はないとの答弁でしたが、いかがでしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 教育委員会で把握している樹木等につきましては、昨年度、令和3年度の樹木調査の結果についてであります。把握しております内容は、樹木の本数やおおむねの高さ、藤棚の面積、垣根の延長についての調査についてであり、木の種類は特殊樹木として桜やケヤキ、松等のみの把握であり、全ての把握はできておりません。

樹木台帳は、樹木の場所や樹木の種名や樹高、幹の周囲長、枝張り、樹勢等を記録した台帳であるため、樹木台帳はありませんとお答えさせていただきました。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） もっと詳細なものが樹木台帳であろうといったような内容ではありますが、見積りの中には、松、桜、ヒマラヤ、ケヤキ、南京紅葉他、それぞれの学校の種類も全てきちっと整っている書類が提出されておりますが、もっと詳細なものが樹木台帳であるといった感覚であったということでもありますので、ないと答えたということを確認をさせていただきました。

今後は、シルバー人材センターでできない部分は見積りを3者以上取り、設計し入札を執行していく形となると答弁されたが、今回1月に入札をされたとき、そのような3者を見積りを取ってきちっと入札に当たったのか、実行されたのか、お伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 今回、シルバー人材センターができない学校等の樹木剪定の入札につきましては、事前の見積りは3者以上から取り、設計し、入札を行いました。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 私が考えたのは、先ほど見積りを取った民間業者には、9月16日に見積りを依頼、その返答、見積回答が10月14日、約1か月間かかっていた。1つの業者、よく知っている業者と今言われましたので、その業者ですら約1か月ほど見積りにかかっているのでは、なかなか難しいことであるなあ、12月議会が終わってから1月の入札までに見積りと設計ができるスピードがあるなら、私としては9月16日の時点でなぜ3者に依頼をしなかったのか。ここに、9月16日から10月14日までの見積回答のこの空白が、一旦急遽になった動きになってしまったのではないかと私は考えさせていただきます。

しかし、民間事業者に見積りを依頼したのは、5メートル以上の剪定も含めたのかとの質疑に対し、これまでシルバー人材センターにお願いしていた仕様で見積りをもらっているとの答弁は間違っているのではないかと、お伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 12月補正予算計上時の民間事業者への見積依頼は、これまでシルバー人材センターに委託していた仕様書に基づいた見積金額と認識しておりましたが、民間業者への見積依頼書には5メートル以上の高木の部分に変更されて違っておりました。完全に私が確認を怠り、見落とししたものであります。誠に申し訳ありませんでした。

ただ、契約時における仕様につきましては、シルバー人材センターへ委託していたとき同様、5メートル以上の高木につきましては5メートル以下の部分の枝払いとしておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） その部分については、教育総務のほうから仕様書の対象樹木の中に、シルバー人材センターの中には5メートル以内と書かれているとの仕様書であります。9月16日の仕様書には5メートル以内という言葉がなく、敷地内に配置してある樹木全てというふうになっておりますので、見積りの中には高木まで計算がされてしまったのではないかな。しかし、その答弁の中では、ああ、高木も入っているんだな、いや、入っていないよというのが二転してしまっているのは、議会の中でもやはりどうなっているんだといった疑問の質問がついた答弁でありました。

さらに附帯決議案には、予算提案権を持つ市長として、議決機関として議会の立場をしっかりと認識していただきたい。12月議会での執行部の説明の中で精査して補正予算を提出すべきと考えるが、今後についてはどのように予算提案をしていくのか、このような方法でもいいよというようなことに今後なりはしないか。これまでPTAの地域の方により草刈りや樹木の剪定がボランティアとして行われてきたが、血税をしっかりと判断をして予算化してほしい。民間に見積りを出した9月16日から10月14日までの1か月間の動きに問題があったのではないかと私は考え、なので、急遽予算化するために選定する時間が不足になってしまったのではないかと私は考えます。

また、今後は教員による芝刈りやボランティア活動にも、その血税でやってもらえばいいではないかというようなことにはなってしまうのか、今後についてどのような予算提案をしていくのか、お伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 総括質疑でもお答えさせていただきましたが、今回の教訓を基に不要不急なものを確認し、剪定必要量の適正化に努め、最少の経費で最大の効果となるよう予算要望をしていきたいと考えます。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 入札の行われた結果についても、穂積北中だけを見ても、当初予算額に匹敵する落札価格890万、この価格が1年分の予算と同じ価格に近いような価格になっているのが、本当に不要不急、もう少し息を飲んで考えて来年度に送ろうとって考えてもよかったのではないかな。

また、北中の樹木の南側については、高木の根本が刈られたので見通しがいい、よくなったねと言ってくれている市民もいます。また、グラウンドのところについては、外周、中学生がぐるりと回る赤道と言われるような道があります。そこは夏には蚊が発生し、本当に通れるようなところではなかったと聞きますが、今回とてもよく剪定をされ、きれいに明るくなっている。しかし、多くの血税が使われているなあ。

今後について、その多くの血税が使われたことについて、今後の植栽管理についてはどのように行っていくのか、お伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 先ほどの答弁と重複いたしますが、今後はシルバー人材センターが受託できない学校等もありますので、樹木の剪定委託料の増大は免れません。今回の教訓を基にいたしまして、最少の経費で最大の効果になるようにしていきたいと考えているところであり、来年度は一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社が剪定業務を受託できることになったとお聞きしておりますので、そちらのほうへの委託を予定しております。

また、総括質疑でもお答えしましたが、場合によっては伐採することも考えていきたいと思えます。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 緑であります。やはり緑、経費、緑、やはりその部分については、よく考えなければならない部分、経費がかかるので切ってしまう、そんな言葉になってしまうよりは、何か安い方法で、一般財団法人、受けていただけるとの言葉でありましたが、やはりそこは少し人を育てていただきたい。また、シルバー人材センターにも委託をして、どのような瑞穂市が対策を取っていくとよりよい植栽業務ができるのか、しっかりと検討をお願いし、血税を少しでも無理・無駄のないような形を取っていかなければならない。これからまだまだ多くの税金がかかっていくこと、しっかりと見詰めていただきたいといったところの12月議会の植栽管理でありました。

次の質問にさせていただきます。

コロナ禍・ウクライナ情勢・円高による影響について。

冒頭にも説明をさせていただいたウクライナ情勢や円高により、生活全てに関わるものが値上がりとなっている今、私の家の電気代も毎月3万から4万ほどであったが、1月は6万を超

えたと女房からの報告であった。その報告には質問はできません。

1月23日受付となった瑞穂市農業委員会より、市内農業者及び関連団体への肥料、農薬、農業資材及び燃油価格高騰の影響に関する支援強化について要望がなされたが、市内の農地を守るため、市内農業者及び関連団体が農業経営を継続することができるように、肥料、農薬、農業資材及び燃油価格高騰の影響に関する支援強化を講じていただきますよう要望するが、この要望にはどのように応えるのか。

また、この要望に関しては、長年御尽力をいただいた農業委員会の方が先月亡くなられましたが、その御冥福を祈ることを申し上げますが、その方もこの要望は強い思いで行っていただきたい、そんな委員会での発言があったと聞いております。この円高による影響、どのように要望に応えるのか、お伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 1月23日に、農業委員会会長と農地利用最適化推進委員長が市長に対し、市内農業者及び関連団体への肥料、農薬、農業資材及び燃油価格高騰の影響に関する支援強化についての要望がありました。同じ要望が議長に対しても行われたと承知をしております。

今まで市が実施しました原油価格高騰対策支援として、6月議会の補正予算と11月臨時議会の補正予算で、合わせまして3,912万7,000円を補助金として予算措置させていただきました。この中で、農業関係者への支援は8件で約180万円ありました。

また、岐阜県の事業として、燃料費の占める割合が高いとされる施設園芸農家に対し、国の施設園芸セーフティネット構築事業の加入に必要な省エネ設備の導入や農家の負担額を支援する事業が行われました。

国では、肥料価格高騰対策事業として、化学肥料の2割低減に取り組む農業者に対し、肥料コストの上昇分の7割を支援する事業が行われ、市を通して申請された市内の肥料販売事業者は、秋用肥料分として農業者92件で約160万円の申請がされたことを把握しております。このほかにも、農協や市外肥料販売業者を通して申請される農業者もありますので、瑞穂市内の農業者だけでの実績は把握できておりません。

このように、市・県・国において燃料や肥料などの価格高騰を支援する施策が行われていたましたが、大規模農業者への支援にはなるが、個人農業者への支援としては不十分であるなどの農業者の声は農業委員の元に届けられて、今回の要望となったものだと思います。

この要望書の中には、揚水の電気代についての支援も明記されております。市内の農業者の方などから、農業に利用する揚水ポンプの電気料金を御負担していただいておりますが、揚水ポンプの令和4年度の電気料金が前年度から約30%増加していることから、この負担金の上昇分の一部を原油価格高騰対策などの臨時交付金を活用して支援することができれば、多くの農

業者さんへの御支援ができるものと考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） ただいま支援ができればということではありますが、支援をするつもりがあるのか、また市費としても使うつもりがあるのか、お伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） コロナが始まりまして、毎年臨時交付金をいただいておりますが、臨時交付金のメニューについて、今まで支援が行っていないような農業者さんにも支援をしたいというところで、国の臨時交付金などがいただければ、都市整備部としてはこのような予算をつけて支援したいと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） いただければは、国の政策次第と。そこで瑞穂市は待つということでありましょか、お伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 現在はそのように考えております。

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） ぜひともということでもあります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

これは、やはり瑞穂市の中の明るい農業としてしっかりと確認をしながら、農業従事者、またひょっとすると柿を営む方も、本当に多くの農業事業者の方には、こういう支援は平等である。その平等がどこにあるのか、出しやすいところに出ている、そんな施策にはならないようにまたお願ひをしていただきたいと思ひます。

また、コロナ禍により、様々な団体に支障が出てきているのではないかと心配をしております。1月16日に受付された本田校区遺族会より要望された忠魂堂の維持管理についてであります。この忠魂堂は糸貫川堤防上にあり、本田小学校の校歌にもある、以前の貫連義校の奉安殿を移築した由来のある忠魂堂ではないかと考える。昭和20年、今から78年前より引き継がれ管理されてきましたが、高齢化により樹木の剪定や草刈りなどの管理が難しくなっている。また、慰霊祭などの在り方と遺族会の存続など、コロナ禍前まで行ってきたが、困難を示し、解決法を見いだしていただきたいとのことである。

そこで質問をさせていただきます。

忠魂堂や遺族会は瑞穂市内には幾つあるのか、お伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 瑞穂市内の遺族会の数でございますが、西校区遺族会が平成31年3月をもって解散しておりますので、現在は生津、本田、穂積、牛牧、中、南校区の6遺族会でございます。

また、忠魂堂や忠魂碑については、市内にあるものといたしまして各校区にある5か所を把握しておりますが、それ以外にも個人で建立されている場合もございますので、正確には把握はできておりません。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 遺族会、もしくは忠魂堂、この市内にも幾つかあるということですが、この本田校区の遺族会から出てきておるように、今後の在り方について少し難しいというような他の同様な意見はその中からはあるのか、お伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 本田校区遺族会からの要望事項に関しましては、ほかの遺族会におきましても同様に、高齢化やそれに伴う会員数の減少によりまして、樹木の剪定や草刈り、慰霊祭を行うことが難しくなってきたとの意見を聞いております。

このような状況から、除草や剪定を外部にお願いすることができるよう、慰霊碑の管理のための補助を令和2年度より各遺族会へ行っております。また、高木につきましても、遺族会から依頼があれば市で剪定を行うようにするなど、遺族会と協議しながら市としても協力できる部分は協力させていただいております。

しかし、本田校区の要望書にもあったように、各遺族会において会員の高齢化、減少は進んでおり、懸案とされております。遺族会の大半が慰霊祭を執り行うことが難しい状況となっております。しかし、慰霊祭の開催については、一方で、自分たち遺族会で行える間は自分たちで行いたいという遺族会もございます。そういった遺族会の意見も尊重しなければいけないと思っております。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） もちろんそれぞれの遺族会の意思は大切であるべきであると思います。やはりそれぞれの思い、魂の籠もったそんな思いが、忠魂堂、遺族会の中にはあるのではないのでしょうか。

しかし、歴史として、人として先人の遺徳を市として今後どのように対応していくのか、お伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） さきの大戦にて亡くなられた方の遺徳をしのぶことは非常に大

切なことでありと認識をしております。決して戦争を風化させることなく、平和の願いを込め、後世へ伝えるという意味でも、追悼することは非常に意味のある重要なことであると思っております。

したがって、当市におきましても、これまでと同じように遺族会への支援を継続し、慰霊祭を遺族会で行えなくなった場合のフォローも行っていきたいと考えております。具体的には、自分たちで行うことができなくなった遺族会を集約いたしまして、市で一本化して追悼式典を執り行っていきたいと考えております。今後、市で一本化した場合の実施方法や時期などにつきまして、遺族会と協議を重ねていきたいというふうに思っております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 大切な先人の遺徳であります。平和の願いをしっかりと、やっぱりこの瑞穂市にとっても、また近くにあるものであっても、少し壊れそうかなあ、大丈夫なのかなあ、この碑は高くあって、地震が起きたときはどうなるのかなあといったものもあるように考えます。そんな対応もしっかりと安全の中でして行っていただきたいと考えます。

それでは、次の質問にさせていただきます。

意見交換より市民の思いについてであります。

森市長にお伺いをいたしますが、コロナ禍で、この3年間で様々な市民同士の絆が細くなってしまったのではないかと心配です。それは、最初にも申し上げましたが、自治会活動であります。役員の引受手、そんな引受手をするためには何日も集まらなければ決まらない。さらに、決まらないからくじ引を決めた。人を集めるのが嫌だから書面表決にしろなどと役員会の中でも出た。これがいいことか悪いことかということではない、人と人の社会活動、地域の一人としての思い、こんな思いが、必要なことが希薄に感じている私であります。

また、情報番組では、PTAの在り方について要らないのではないかと、PTA不要論、さらに子ども会の活動では休会、もう活動しないわというようなことが、無駄とか面倒くさいなどの言葉、近所付き合いもなくなり、一番身近な組の活動ですら全て文書配付でありました。

先日の意見交換会のまとめとして、子供たちや高齢者が安全・安心できるために、公民館やっぱり必要だよ、やはり絆づくりが必要である、これが最後のまとめの意見でありました。人と人の絆があり、よりよいまちづくりができるのではないかとこの思いではなかったかなと。

行政のトップリーダーとして、人と人の絆づくりには何が必要なのか、行政として何ができるのか、漠然とした質問であります。人として愛ある瑞穂市づくりはをお伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 庄田議員より、意見交換会より市民の思いや市民のつながり、そして絆

づくり、愛着の持てるまちづくりの御質問をいただいております。

コロナウイルス感染症も今年ではや4年目となり、第8波も減少傾向とはなってきました。コロナ禍のここ3年と数か月、市民生活に与えた影響の大きさは、今まで積み上げてきた自治会活動やPTA活動、子ども会、老人クラブの活動など、日常生活の全てと言ってもいいほど一変をさせてしまいました。

厚生労働省や民間などでも、このコロナ禍における日常の生活調査というのがほぼ同時期に行われております。5回目となるアンケート調査は、昨年9月に行われました。その調査結果では、健康やお金、そしてつながりに不安があるという10点満点の中で回答をいただいた。その推移を見てみますと、健康不安というのは横ばい傾向、お金の不安は上昇傾向、そしてつながりへの不安は減少傾向となってきました。性別に見ると、男性より女性が今回の5回目の調査では不安というのが増えてきているというような調査結果もございます。

ただし、現時点では感染症が減少しているというようなことから、さらにつながりの不安は減少しているのではないかとすることも推測もされます。コロナウイルス感染症が終息に近づくにつれ、このつながりの不安は解消されていくとは思いますが、まだまだ瑞穂市においては、つながり、絆づくりというのは、まちの住みよさランキングにも表れているように、4年間でかなり515位から228番までランキングは上がってはきましたが、コミュニティーの分野、住民の絆という分野では、全国1,741ある市区町村の中で883ということで、絆が弱いということが指摘もなされております。

今年は、瑞穂市制20年の記念事業がほぼ毎月にあります。つながりの不安解消にも、イベントなどにも参加をしていただいて、顔が見えるような、顔を見てそのつながりを深めてもらうようなことにも進めていきたいということを思っております。自治会やPTA活動、子ども会、老人クラブの活動が今年は少しずつ出てくると思いますので、世代交流などのイベントなどもそれぞれの自治会、PTA、子ども会、老人クラブなどでも少しずつ顔が見えるような活動する場を市のほうでも進めていきたいということを考えております。

市では、先ほども答弁をさせていただいておりますが、森清一議員のところでも、4月から自治会活動、校区活動の窓口を一元化することで横断的な対応ができることや、情報共有を早くできるというようなことで、市民のニーズを的確につかみ、対応をしていくことを考えています。

瑞穂市、これから人口減少社会に少しずつ入るのですが、瑞穂市に他市から転入された方々に、現在県のほうの事業で、より暮らしやすい岐阜にするためにということでウェブのアンケートが行われています。瑞穂市でも参加しておりますので、その市町村、瑞穂市に転入された方々に、瑞穂市に住まわれた理由、何が決め手で何に期待をして瑞穂市に住まわれたのかというようなことも、この調査の中である程度分かれば参考にしていきたいと思っております。まだこの

調査で不足するところについては、市独自に瑞穂市の人口減少対策の中の一つの基礎調査としても行うことができたという事も考えております。このアンケート調査を通じて、自治会活動や近所付き合い、PTAなどの活動についても、瑞穂市に転入されてきた方々にしっかり説明するような機会を設けて、皆さんと意見交換をするような場面を設けていきたいということをおもっております。

瑞穂市に愛着を持ってもらうのは、やはり小学校・中学校の子供たちに、今年度から始めました昼休みミーティングなどを増やすことで、瑞穂市に子供たちが愛着を持ち、そして直接地域の方々と顔が見えるような機会を設けるということを進めていきたいということをおもっています。つながりが深まれば深まるほど、瑞穂市への愛着も深まるということをおもっておりますので、その辺りについて、今年度コロナがある程度終息することを期待して、いろんな今申し上げました事業と申しますか、調査などを進めながら、瑞穂市の愛着が深まるような事業を展開していきたいということをおもって、答弁とさせていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） なかなか自治会活動にも否定的な意見、これは自治会の中においても大きな問題であります。なかなか入会していただかない。ごみを出すのもどこに出すのか、自由でいいじゃないか、どこでもいいじゃないか。しかし、自治会の中では管理しているのだからというような、少し生活の中でもいざこざが起きてしまっている。

そんな中でありますが、やはり市長が今言われたような絆づくりの中で解決をしていかなければならないのではないかと。行政だけの言葉で、どこに捨ててもいいよと言われていても、やはりそこには鍵がかかり、地域の方だけが使える。ごみ処理問題も解決をしなければならない。様々なところで問題がありますが、今よりよい暮らしのためにという、人口減少はこれからの瑞穂市の課題だと思います。人口減少が訪れる、少しでも長くその減少を抑えなければならない。魅力あるまちづくりは、やはり愛着、人の絆をしっかりと持ついいまちづくりを行っていただきたい。子供たちのためにしっかりとした教育、私の願いであります。しかし、働いてきた皆さんが、しっかりとこのまちで安全・安心に暮らせるまちづくりも必要であります。支援の平等、施策の平等、しかし選択と集中と言われた時代もあります。全てに税金が賄えるわけがないと思います。

本日の質問は3点でありました。このコロナ禍が3年、このコロナ禍の3年は変化と次への取組を考えなければならない災い、しかし、この災いをよりよい方向へ進まなければならない今が大切なときと考えます。私もこの瑞穂市の中でしっかりと頑張っていきたいと思っております。

本日の質問を終わらせていただきます。

○議長（若井千尋君） 13番 庄田昭人君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時09分

再開 午後 3 時20分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2 番 藤橋直樹君の発言を許します。

藤橋直樹君。

○2 番（藤橋直樹君） こんにちは。

議席ナンバー 2 番、創緑会、藤橋直樹です。

議長より質問の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

さて、コロナ禍、第 8 波の影響も減少傾向に入り、安堵しております。市内では卒業式シーズンに入りますが、マスクの着用も緩和されるとの報道もなされています。しかし、高齢者についてはまだまだ安心はできません。私の住む牛牧団地には、市内でも 1 位 2 位を争うほど高齢化率が高いのですが、隣近所の高齢者の間では、まだまだマスクを外すのは怖いという声が多く聞かれます。

そんな折、ある人と話しておりましたら、令和 2 年に法改正があり、後期高齢者の健康づくりを市町村がやることになったが、瑞穂市では何をやっているのかと聞かれました。そこで、私なりに調べますと、令和 2 年 4 月、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施という新たな制度が始まったと書いてありました。要するに、これは後期高齢者が医療保険者である後期高齢者医療広域連合と市町村が協力をして、後期高齢者の健康維持、フレイル予防に努める新たな仕組みとのことらしいです。

森市長は、健幸都市みずほをスローガンに掲げ、誰もが健やかに生きがいを持ち、幸せに暮らせるまちづくりを政策に掲げております。まさしくその政策に合致するテーマ、内容を考え、今回具体策となる施策について、1 点目にお尋ねすることにしました。

2 点目は、空き家問題です。以前にもお尋ねをいたしました、今回もさせていただきたいと思えます。

以下につきましては、質問席にてお尋ねしたいと思えますので、よろしく申し上げます。

それでは、1 点目の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施という新たな制度についてお尋ねさせていただきます。

本日、関谷議員の質問の中で、介護予防教室の件とかいろいろ質問をされて、重複する部分があると思いますが、関心があることですから再度お聞きさせていただきます。

繰り返しとなりますが、市長が政策に掲げる健やかに生きがいを持ち、幸せに暮らせるまちづくり健幸都市みずほにつながるものです。いつまでも元気に過ごしていただくための高齢者

施策は、高齢者お一人お一人個々に応じた幾つもの種類、メニューの事業が必要になると思います。その健康づくりと生活機能を維持する介護予防に、健診などの保健事業のデータを活用する一体的な事業の構築に取り組む必要があると考えられますが、順を追ってお尋ねしますので、よろしく願いいたします。

1つ目は、国保の保健事業と後期高齢者保険の保健事業の連携、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、まずどの部署が中心となって進めているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 藤橋議員の御質問にお答えします。

2019年に厚生労働省が策定しました健康寿命延伸プランにより、2040年頃に高齢者人口がピークを迎えるまでに健康寿命を3年以上延伸し、男女とも75歳以上とすることを目指すとされました。その目標を達成するための取組としまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が示され、令和6年度までに全ての市町村において取り組むこととされました。これは、現在異なった制度で行われている保健事業や介護予防の取組を、市町村が中核となり、医師会などの医療関係団体などと連携を取りながら一体的に実施することにより、高齢者の疾病予防、重症化予防を効果的に行うものです。

瑞穂市では、令和6年度の事業開始に向け、地域福祉高齢課を主担当課とし、健康推進課、医療保険課の3課で連携を取りながら進めてまいります。以上です。

[2番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

この一体的な実施について、昨年から何を進めてきたのでしょうか。その具体的な実践内容をお聞かせください。よろしく願いします。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 現在瑞穂市におきましては、関係課としまして健康福祉部の地域福祉高齢課、健康推進課、市民部の医療保険課の3課でプロジェクトチームを立ち上げ、これまでに4回の打合せを行いました。

1回目は、7月5日に岐阜県後期高齢者医療広域連合の職員から制度についての説明を受け、2回目は、当市における実施体制について検討を行い、3回目は、実施体制として当市で予定している体制に近い各務原市に先進地視察を行い、4回目は、庁内連携のための連携会議の設置などについて協議を行いました。また、令和6年度のスムーズな事業実施に向け、各課の役割分担の明確化を行いました。以上です。

[2番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、瑞穂市の現状と課題について、また事業実施に向けての財源はどうなっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） この事業につきましては、来年度より地域福祉高齢課に医療専門職である保健師を配置し、瑞穂市における現状と課題を把握した上で令和6年度からの事業実施を予定しています。財源につきましては、国からの特別調整交付金となります。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

高齢者の医療の確保に関する法律の改正で、個々の高齢者の心身の状況を保健事業で把握し、介護予防への一体的な事業を行うように法整備がなされていますが、私の記憶の限りですが、議会にはまだ具体的な説明がないように思いますが、一体的な事業とは一体何を行うのか、一体的な実施に向けての市のお考えをお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 議会への説明につきましては、令和4年第1回議会におきまして、一般質問において答弁をさせていただいております。また、令和4年12月の文教厚生委員会協議会において、現在の進捗状況について御報告させていただいております。

さて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の内容でございますが、健康寿命を3年以上延伸し、男女とも75歳以上とすることを目指すため、現在異なった制度で行われている保健事業や介護予防の取組を、市町村が中核となり、医師会などの医療関係団体などと連携を取りながら一体的に実施することとなり、高齢者の疾病予防、重症化予防を効果的に行うものでございます。

なお、業務内容についてでございますが、地域の健康課題の分析、対象者の把握に基づき、高齢者に対する個別的支援を行うハイリスクアプローチと、通いの場などへの積極的な関与を行うポピュレーションアプローチがございます。

前者のハイリスクアプローチについてでございますが、1つ目に低栄養防止、生活習慣病の重症化予防の取組、2つ目に重複・頻回受診者、重複投薬者などへの相談・指導の取組、3つ目に健康状態が不明な高齢者の状況把握、必要なサービスへの接続などの取組があります。

また、後者のポピュレーションアプローチについてでございますが、1つ目に通いの場などにおける健康教育・健康相談、2つ目に通いの場における健康状態の把握、3つ目に地域の実情に応じて高齢者の健康づくりに寄与する取組などがございます。

このように業務内容が示されておりますが、具体的な実施内容につきましては、現在も実施をしております既存のサロンや健康教室などの通いの場も積極的に活用するなど、来年度に健診結果やレセプト情報、介護情報などを分析した上で、瑞穂市に見合った一体化事業となるように今後検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） どうもありがとうございました。

保健事業と介護予防の一体的な事業の今後の市のスケジュール、推進方法はどうなっていますか、お尋ねします。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 今後の取組といたしましては、来年度、5年度から地域福祉高齢課を主担当課といたしまして、健康推進課、医療保険課の3課で連携を取りながら、令和6年度の事業開始に向けまして、健康課題の把握や事業の企画・調整を行ってまいります。また、医師会など関係機関と連携を十分に図るため、事前に協議を重ね、令和6年度からの事業実施に備えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございました。

高齢化が進む日本社会、若いまちと言われる瑞穂市も、やがて他市町並みに高齢社会化します。高齢者、すなわち市民が元気で健康寿命を延ばして、生きがいを持って過ごしていただくために、他人事ではなく我が事に置き換えて、行政として施策を推し進めることの必要があると思います。行政の御協力をお願いして、次の質問に入らせていただきます。

それでは、2点目の空き家・空き地問題について質問させていただきます。

この質問は、私、令和2年6月において初めて一般質問をした折にお聞きしたテーマです。大変緊張した中で質問した記憶があります。あれから約3年経過し、どのように進展したのか、お尋ねさせていただきます。

このときに、私の地元の皆さんの御意見、御要望をお聞きする中で、高齢化率が40%とも45%とも言われる牛牧団地ですが、それに比例するように空き家・空き地が増え、地域の問題になっている現状を踏まえての質問でした。まさに日本社会が世界に類を見ない速さで高齢社会に向かっている実情と連携して、全国的な課題として空き家・空き地問題があります。それほど深刻な問題と捉えないといけないテーマと思うところです。

幸いにして瑞穂市にはまだ人口が増えている状況で、空き家についてもうまく活用できる要素もあります。しかし、中にはいつ崩れてもおかしくない状況の家屋も見受けられます。今日

の午前中にも、杉原議員も空き家問題、空き地問題の質問をされましたから、重複する部分もあるかと思いますが、お答えをお願いいたします。

さて、前置きが長くなりましたが、質問に入ります。

市内の空き家・空き地問題について、現状市が把握している状況、内容についてもう一度お示しください。よろしく申し上げます。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 前回の議会で、市が把握している空き家144件の報告をさせていただきましたが、継続的に所有者などからの相談や指導等を進め、空き家の除去や、店舗や賃貸物件として再利用がされたものがあり、現在125件の空き家を把握しております。

また、空き家内における雑草や防災等に関する対応として、今年度も職員の現地確認や市民からの情報提供により、景観・防災・防犯に関する除草について53件、その他について4件の指導を行っております。

[2番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

次に、今年の1月ですが、オンラインニュースで、放置された空き家は税優遇解除、国交省が法改正へという報道を目にしました。その内容は、管理が不十分な物件を新たに管理不全空き家と規定し、改善の行政指導に従わなければ、ペナルティーとして住宅としての固定資産税の優遇措置を解除し適正管理や有効活用を促す。23日に召集の通常国会への改正法案の提出を目指すとありました。実情はどうなるかということと、市として把握している状況をお聞かせください。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 空き家問題での税の法改正についてですが、地方税法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地のうち、賦課期日現在において、空家法第14条第2項の規定により、所有者等に対し勧告がされた同法第2条第2項に規定する特定空家等の敷地に供されている土地につきましては、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用対象から除外されることとなりました。土地の固定資産税は6倍となります。

なお、現在当市では該当はございません。以上です。

[2番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございました。

以前にお尋ねした県事業の岐阜県空き家総合整備事業費補助金という補助メニューですが、一定条件の下での補助金で、以前お尋ねしたときには検討するというような回答でしたが、市

のホームページを見ますと、瑞穂市特定空家等除却費補助金交付要綱、ちょっと長いんですが、や木造住宅除却工事費補助事業等ありますが、その後、整備されたのかどうか、お答えください。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 岐阜県空家等除却費支援事業費補助金が活用できるよう、瑞穂市において、市民生活の安全・安心な住環境を確保するため、建築物上、大変危険のおそれがある家屋の対応としまして特定空家に認定されたものに対しては、除去を実施される方に対し、瑞穂市特定空家等除却費補助金交付要綱に基づき、費用の補助を行うことができるよう整備をいたしました。

現在、瑞穂市特定空家等の認定基準に基づき、建築士による現地調査の結果をもって空家等対策協議会において協議の上、危険な空き家等として2件の特定空家が認定されております。その認定された物件の権利者に対して、瑞穂市特定空家等除却費補助金交付要綱の活用を含めた除去等の協議を進め、1件補助金を活用し、除却されております。残りの1件も、状況が整い次第、補助金の活用をしたいとの意向を聞いておるところでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） どうもありがとうございました。

どうしてその状況になっているのでしょうかということと、空き家・空き地で瑞穂市で困っているとは思いますが、運用はどのようにされていますか、お尋ねします。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 法律上、建築物等の維持保全については、民法、建築基準法、空家等対策の推進に関する特別措置法にもありますように、所有者の責務となっております。しかし、市民生活の安全・安心な住環境を確保するためには、管理不良の空き家等の発生を抑制することが問題解決の基本であると考えております。

そのための空き家の所有者などから適正な管理や活用などの相談に対して職員が対応しており、瑞穂市商工会の協力を得て、家屋の除去や利活用に対する事業者の紹介も行っております。中には、相続などの専門知識が必要となる場合もあり、対応窓口の充実を図るために、建築士や弁護士などで構成されるNPOと連携して、空き家等に対してのさらなる相談体制を強化し、支援を図っております。

また、瑞穂市特定空家等除却費補助金交付要綱の制度を活用した除却もされるなど、空き家の件数も減った要因の一つであると考えております。

今後も、危険な空き家等の除却や管理不良の空き家等の指導を行いながら、危険な空き家等の発生の防止に努めてまいりたいと思います。

[2 番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） どうもありがとうございます。

つい最近ですが、ある会合で牛牧団地の住民の方から、現に空き家となっている家屋の敷地を有効活用できないかとの発言をされました。民有地ですから何かと問題があると思いますが、このようなニーズがあった場合、市として空き家の解体助成制度や、あるいは空き家の有効活用を促すような考えはございますでしょうか、お聞きします。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 現在の市の特定空家等除却費補助金交付要綱では、倒壊する危険のある特定空家に認定された家屋に対し、除却の補助が活用できるというものですが、今回の国の空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案では、その予備軍となる管理不全空き家に対しても対策が組み込まれていることから、市民生活の安全確保のため防災・景観・衛生上、周囲に悪影響を及ぼすことを改善目的とした管理不全空き家に対しても補助金要綱の見直しを行い、土地の利活用を進めていきたいと考えております。

[2 番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

市としては、今後どのように事務を進めていく方針か、市の考えをお聞かせください。

また最後、市長にも全国的な空き家問題について、市長のお考えもお聞かせくださいますようお願いいたします。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 先ほどと同じ回答になりますが、今後も市民生活の安全・安心な住環境の確保を図るためにも、空き家の所有者などから適正な管理や活用などの職員による相談業務、及びNPOと連携する空き家等に対して相談の支援強化体制の確保や管理不良の空き家等の指導を進めていきたいと考えております。

また、瑞穂市特定空家等除却費補助金交付要綱の制度を活用した特定空家等の除却補助に併せて、管理不全空き家への補助金活用の整備を進めていきたいと考えております。

○議長（若井千尋君） 森市長。

○市長（森 和之君） 藤橋議員から空き家・空き地の問題についてのお答えをさせていただきます。

個人の財産である空き家の問題に行政が関与するということは、多くの課題があると思います。しかし、危険であることや環境問題を考えると、関与しないわけにはまいりません。

もう一つは、私は人口減少対策の一つとして、空き家や空き家バンクなどを有効に活用しな

ければならないという視点があります。特定空家の取壊し費用の補助は現在も行っているという事を都市整備部長からお答えしておりますが、さらにその対象を拡大して、管理不全の空き家についても補助を広げていくというようなことを考えております。

瑞穂市が今まで人口が増えてきた要素は幾つもあると思います。その中の一つに、瑞穂市では市街化区域に新たな住宅地となるような、地歴のないような優良な住宅用地が今まで提供することができてきました。この市街化区域の住宅用地の提供にも限りが出てきております。

そのような中、この空き家の有効利用というのが今後求められると思います。瑞穂市に新たに居を構えようとする人が、市内の市街地の住宅を選ぶか、また市内の宅地が広く自然がある地域を選ぶのか、それぞれの選択肢になるように、空き家やその土地の活用を支援することが人口減少対策の一つにもなると思います。その辺りを組み合わせた管理不全空き家への補助制度を考えていきたいということをお答えさせていただきます。

[2番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） どうもありがとうございました。

市内を歩いてみますと、瑞穂市でも結構空き家があります。駅付近にも古くなって人が住んでいないような建物が見受けられ、駅開発とも相まって整備が必要だと感じます。

冒頭にもお話ししたように、全国的な課題として空き家・空き地問題を考えないといけない問題ですが、一方で空き家や空き地問題は地域性があり、瑞穂市としてのスタイルで事業推進をしていただきたくお願いをいたします。

以上をもちまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） 2番 藤橋直樹君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（若井千尋君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

[「議長、発言の訂正をお願いしたいと思います」と呼ぶ者あり]

○議長（若井千尋君） では、庄田議員から訂正がありましたので、それなら前へ。

○13番（庄田昭人君） 13番 庄田昭人。

議長より訂正の許可をいただきました。訂正をさせていただきます。

※
本日の私の一般質問の中で、植栽管理業務について、その中で私は「公益社団法人瑞穂市シルバー人材センター」と発言すべきところを「公共社団法人」と、「公益」「公共」その部分について間違っていましたので、「公益社団法人」として訂正をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（若井千尋君） ただいまの庄田議員からの本日3月13日の議会における発言について訂

※訂正発言

正したいとの申出がありましたので、これを許可します。

傍聴の方には、最後まで傍聴いただきまして感謝申し上げます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3 時54分

